

4. オーストラリア ニューサウスウェールズ州

(1) IR・カジノの概況

1) IR・カジノ導入の背景^{96,97}

オーストラリアにおけるギャンブル政策は、ギャンブルによる社会的影響が強く懸念され、連邦政府主導の実態調査が実施される（113 ページ参照）まで、伝統的に州政府及び ART 首都特別区が、ギャンブルを規制する一方で、ギャンブルサービスを提供してきた。ギャンブルサービスの近代化と実態調査の結果を受け、オーストラリアのギャンブル政策は、現在、連邦政府がオンライン・ギャンブルを管轄し、それ以外は州政府及び ART 首都特別区が管轄している⁹⁸。

オーストラリアでの最初の公式なギャンブルは、1810 年にシドニーのハイド・パーク（Hyde Park）で開催された競馬であるが、オーストラリアにおいて本格的にギャンブルが人気となったのは、1956 年 8 月のニューサウスウェールズ州ギャンブリング・ベッティング（ポーカー機器）法案（New South Wales Gambling and Betting (Poker Machines) Bill）導入後の 1950-60 年代のニューサウスウェールズ州におけるポーカーズ（Pokies）⁹⁹ 人気に端を発すると言われている。人々はポーカー機器のある地元のクラブやパブに集まるようになり、ゲーミング機器が改良されるとますますクラブの人気に拍車がかかった。

ポーカーズの人気は高まる一方であったが、管理の難しさと社会的腐敗に対する懸念から、1970 年代に地元観光及び経済発展の即戦力として導入が検討されるまで、オーストラリア全土でカジノ施設が導入されることはなかった。オーストラリア最初のカジノ施設は 1973 年にタスマニア州のホバート（Hobart）にあるレストポイント・ホテルカジノ（Wrest Point Hotel Casino）であり、英国式の小規模なカジノ施設として開業した。その後、1980 年代初めにクィーンズランド州、南オーストラリア州及び西オーストラリア州において地域経済再建のためにカジノ施設の導入が検討され、米国式の比較的大規模なカジノ施設が開業したが、ニューサウスウェールズ州、ヴィクトリア州、及び ART 首都特別区では、社会的懸念を理由にカジノ施設の導入は見送られていた。

ニューサウスウェールズ州政府は、1985 年にダーリンハーバー（Darling Harbour）地区へのカジノ施設の建設を発表した。その後 1992 年に、カジノ管理法（Casino Control Act 1992）に制定され、カジノ管理局（Casino Control Authority）¹⁰⁰が設立された。1993 年にはカジノ施設の建設

⁹⁶ Australian Institute for Gambling Research & University of Western Sydney Macarthur, "Australian Gambling Comparative History and Analysis", 1999.Oct

⁹⁷ <https://www.onlinecasino.com.au/guide/australian-gambling-history>

⁹⁸

https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/Publications_Archive/archive/gamblingebrief

⁹⁹ Pokies は、ポーカー機器（Poker machines）の俗語である。ポーカー機器（Poker machines）は、いわゆるスロット機器のことである。

¹⁰⁰ カジノ管理局（Casino Control Authority）は、Miscellaneous Acts (Casino, Liquor and Gaming Control Authority) Amendment Act 2007 に基づき 2008 年 6 月に廃止となり、Casino, Liquor and Gaming Control Authority Act 2007 に基づき設立した Casino, Liquor and Gaming Control Authority へ役割・機能を移管した。Casino, Liquor and Gaming Control Authority は、2012 年に現在の Independent Liquor and Gaming Authority に名称変更してい

場所としてピアumont・パワーステーション（Pyrmont Power Station）を選定するとともに、開業までの間、一時的なカジノ施設の運営が決定した。そして、カジノ管理局は、1994年12月にニューサウスウェールズ州最初のカジノ・ライセンスを Sydney Harbour Casino Pty Ltd に付与した。

1995年9月に、一時的なカジノ施設であるシドニーハーバーカジノ（Sydney Harbour Casino）が開業したのと同時に、カジノ管理規則（Casino Control Regulation）も施行された。1997年の11月には、オーストラリアの建築家である Philip Cox 氏が設計した現在のカジノ施設が開業している。その後、2009年にはシドニーハーバー（Sydney Harbour）に建物を変更する拡張プログラムが発表され、2011年9月には「The Star (Sydney)」の名称で複合施設を再開業し、単なるカジノ施設としてではなく、ホテル、多目的劇場、F&B 等を含むエンターテインメント複合施設の要素として運営している¹⁰¹。

2) IR・カジノ施設一覧

ニューサウスウェールズ州では、現在開業中のカジノ施設は1施設（The Star Sydney）であるが、2021年にVIPを対象とした新たなカジノ施設（Crown Sydney Hotel Resort）が開業する予定である。

以下、ニューサウスウェールズ州内のカジノ施設（※は開業予定のカジノ施設）一覧とその所在地である。

表 4-1 ニューサウスウェールズ州のカジノ施設一覧

地域	市町村	カジノ施設名
シドニー（Sydney）	Pyrmont	① The Star Sydney
	Barangaroo South	② Crown Sydney Hotel Resort ※

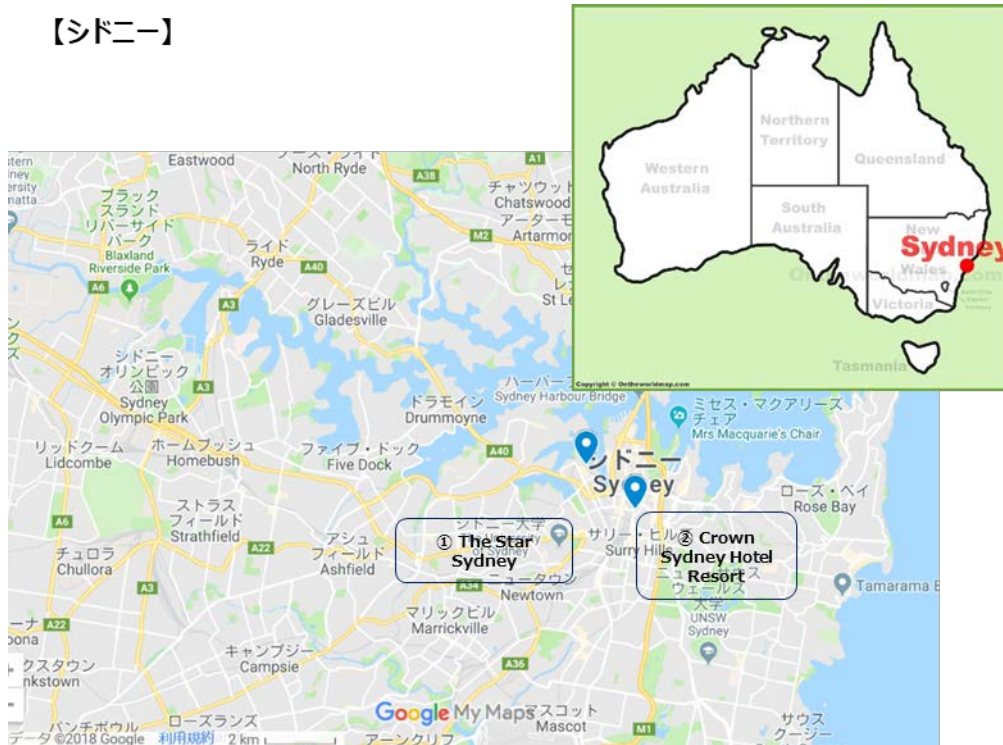
（出典：あずさ監査法人作成）

る。

¹⁰¹ <https://pyrmonthistory.net.au/locations/the-star/>

図 4-1 ニューサウスウェールズ州のカジノ施設所在地

【シドニー】



(出典：Google Map によりあずさ監査法人作成)

(2) 責任あるギャンブリング対策

① 責任あるギャンブリング対策関連法令等

1) カジノを規制する法規等

ニューサウスウェールズ州では、不法ギャンブリング法（Unlawful Gambling Act 1998）において違法なゲーム（Unlawful Games）及び禁止されたゲーミング・デバイス（Prohibited Gaming Device）を定義し、カジノ管理法（Casino Control Act 1992）等において合法と認められるギャンブルを規定している（不法ギャンブリング法第 7 条（e））。また、カジノ管理法（Casino Control Act 1992）では、カジノ・ライセンスを所有するカジノ事業者がカジノ施設でゲーミングを提供する場合は合法としている（第 4 条）。

ニューサウスウェールズ州のカジノを規制することを目的とした主な法規は以下のとおりである。

表 4-2 ニューサウスウェールズ州のカジノを規制する主な法規等

規制 レベル	名称	概要
州法	カジノ管理法 (Casino Control Act 1992)	ニューサウスウェールズ州のカジノの設立及びカジノ全般の規制等を規定する法令である。
規則	カジノ管理規則 (Casino Control Regulation 2009)	カジノ管理法の下で、さらに詳細を規定した規則である。
その他	大臣指示 (Directions by the Minister)	カジノ管理法に基づき、カジノ施設におけるゲーミングの誠実性を保護するために、大臣は独立酒類・ゲーミング局 (Independent Liquor & Gaming Authority, 以下、「ILGA」とする。72 ページ参照) に対して指示やガイドラインを出すことができる (カジノ管理法第 5 条)。
	規制協定 ^{102, 103} (Regulatory Agreements)	カジノ管理法に基づき、大臣指示または認可の下、ILGA は州政府に代わり、カジノ施設の運営等に関してカジノ施設と交渉・協定締結することができる (カジノ管理法第 142 条)。

(出典：あずさ監査法人作成)

この他にもカジノ施設の運営に影響を与えている法規として、主にホテル及びクラブのゲーミング機器の管理を規定するゲーミング機器法 (Gaming Machines Act 2001)、ILGA の設立根拠であり機能や調査権限等を定めるゲーミング及び酒類行政法 (Gaming and Liquor Administration Act 2007)、Keno を規制する (Public Lotteries Act 1996)、競馬ライセンスの付与と特定のギャンブルを規制する (Betting and Racing Act 1998)、Totalizator Agency Board (TAB) にあるギャンブルを規制する (Totalizator Act 1997) 等の州法とそれに付随する規則等がある。

2) 責任あるギャンブラー対策関連の法規等

責任あるギャンブラー対策関連の法規等には、連邦法のギャンブラー対策法 (Gambling Measures Act 2012) がある。当該連邦法は、連邦政府が責任あるギャンブラー対策にコミットし、その必要性を州政府に認識させることを目的とした法令であるが、ニューサウスウェールズ州の責任あるギャンブラー対策及び研究について実質的な影響を与える規定はない。

¹⁰² <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/casino-licensing/regulatory-agreements/the-star.aspx>

¹⁰³ <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/casino-licensing/regulatory-agreements/crown-sydney.aspx>

ニューサウスウェールズ州の責任あるギャンブリング対策関連の州の法規等は、主として、カジノ管理法の下に定められているカジノ管理規則（Casino Control Regulation 2009）の第 4 章責任あるギャンブリング活動（Part4 Responsible Gambling Practices）に記載されている。

第 4 章責任あるギャンブリング活動では、カジノ事業者が遵守すべき責任あるギャンブリング活動を規定している。主な記載内容は以下のとおりである。

表 4-3 カジノ管理規則第 4 章責任あるギャンブリング活動の主な記載内容

節・条	タイトル	概要
Division1 第 14-20 条	ジャンケットと誘惑 (Junkets and Inducements)	・ カジノ事業者がジャンケットのプロモーターの代表者となることを禁止。罰則規定あり。ただし、カジノ事業者が自らジャンケットを組織し、実施することはできる。 ・ カジノ事業者がプロモーター等の違法行為に気付いた場合、ILGA への通知を義務化。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者が自ら組織するジャンケット情報に関して、文書による ILGA への通知を義務化。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者がギャンブルへの参加を誘引するためのアルコール無料・割引券やゲーミング機器の無料利用券等の配布禁止。罰則規定あり。
Division2 第 21-32 条	顧客情報 (Player Information)	・ カジノ事業者が、ゲーミング機器及びゲーミング機器が設置されているエリアにおいて、勝率に関する情報を掲示することを義務化。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者は ILGA の認可を得た顧客情報を記載したパンフレット（英語・アラビア語・中国語・韓国語・トルコ語・ベトナム語）をカジノ施設に置き、顧客が入手可能なようにすること。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者に、各ゲーミング機器におけるギャンブルの危険性を示すギャンブル警告通知（Gambling Warning Notice）及び問題あるギャンブリング通知（Problem Gambling Notice）の掲示を義務化。罰則規定あり。

節・条	タイトル	概要
		・ カジノ事業者は、カジノ施設の入口付近にカウンセリングに関するメッセージの掲示を義務化。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者は、各 ATM 及び換金所（Cash-back Terminal）における責任あるギャンブリグ・メッセージの掲示を義務化。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者は、ゲーミング機器のある場所における時計の掲示の義務化。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者は、勝金総額が 2,000 豪ドル（16 万円）を超える場合、口頭または掲示等の手段でクロスチェック（線引小切手）が利用できる旨を通知しなければならない。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者は、銀行等の特定の人を除き、勝金小切手の譲渡（Transfer of Check）を禁止。罰則規定あり。
Division3 第 33-36 条	広告（Advertising）	・ カジノ事業者のカジノ広告における禁止事項の列挙。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者の全てのカジノ広告に際して、責任あるギャンブリグ・メッセージの掲示を義務化。罰則規定あり。 ・ ロイヤリティー・プログラムの会員の同意等、一定の条件を満たしている場合にカジノ事業者のゲーミング機器関連の広告の送付を容認。 ・ カジノ事業者によるカジノ施設外でのギャンブル関連の掲示（Gambling-Related Signs）の禁止。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者に対して、ゲーミング機器で 1,000 豪ドル（8 万円）以上の勝金を獲得した者等を識別可能な情報の公開禁止。
Division4 第 37-38 条	問題あるギャンブリグカウンセリングサービス （Problem Gambling Counselling Services）	・ カジノ事業者は、顧客が問題あるギャンブリグカウンセリングサービスの名称と連絡先の情報を常に入手可能となるようにすること。 ・ カジノ事業者は、自己申告による入場制限プログラム申請者及び当該プログラムの情報を希望する全ての者に対して、問題あるギャンブリグカウンセ

節・条	タイトル	概要
		リングサービスの名称と連絡先の情報を提供すること。 ・ カジノ事業者に、ゲーミング機器が設置されている全てのエリアにおいて、問題あるギャンリングカウンセリングサービスの名称及び連絡先の情報と自発的申請による入場制限が可能であることの掲示を義務化。罰則規定あり。 ・ カジノ事業者に、各ゲーミング機器へのギャンブル・コンタクト・カード（Gambling Contact Cards）の掲示を義務化。罰則規定あり。

（出典：『カジノ管理規則』を基にあずさ監査法人作成）

② 責任あるギャンブリング対策に関する関係主体

ニューサウスウェールズ州において、責任あるギャンブリング対策に関連する主な関係主体は以下のとおりである。

表 4-4 ニューサウスウェールズ州の責任あるギャンブリング対策に関連する主な関係主体

組織名称	概要
酒類・ゲーミング部 (Liquor & Gaming NSW : L&G NSW)	ニューサウスウェールズ州の酒類・ギャンブル (Wagering) ・ゲーミング・登録クラブ (Registered Clubs) ¹⁰⁴ に関する規制当局である。
独立酒類・ゲーミング局 (Independent Liquor & Gaming Authority : ILGA)	ゲーミング及び酒類管理法により定められた法定意思決定機関 (Statutory Board) である。
責任あるギャンブリング部 (Office of Responsible Gambling : ORG)	責任あるギャンブリング戦略の開発、公共政策助言、及びプログラム・イニシアティブの開発等を担当する課である。
責任あるギャンブリング基金 (Responsible Gambling Fund : RGF)	カジノ管理法により定められた責任あるギャンブリング関連の目的で利用される基金であり、管理委員会 (Trustees) により管理されている。
カジノ事業者 (Casino Operator)	カジノ管理法により定められたカジノ・ライセンスまたは制限されたゲーミング・ライセンスを付与された事業者である。現在ライセンスを付与されているカジノ事業者は、スター・エンターテインメント・グループとクラウン・リゾート・リミテッドの2社である。

(出典：あずさ監査法人作成)

1) 酒類・ゲーミング部 (Liquor & Gaming NSW : L&G NSW) ¹⁰⁵

i) 組織の概要

酒類・ゲーミング部 (Liquor & Gaming NSW、以下「L&G NSW」とする。) は、産業省 (Department of Industry) (2017年3月以前は、司法省) の酒類・ゲーミング・レーシング局 (Liquor, Gaming & Racing Division) に属するニューサウスウェールズ州の酒類・ギャンブル・ゲーミング・登録クラブの規制当局である。L&G NSW は、2016年2月1日に前身の酒類・ゲーミング・レーシング部 (Office of Liquor, Gaming and Racing、以下「OLGR」とする。) 及び独立酒類・ゲーミング局 (ILGA) の責務の大部分を引き継ぐ形で設立した。

L&G NSW の理念は、「公衆が活気に満ちて、安全かつ責任ある酒類・ゲーミング環境を楽しむこと

¹⁰⁴ 登録クラブ (Registered Clubs) とは、クラブ・ライセンスを取得し、社会・文化・政治・スポーツ等の目的で宿泊施設を提供する会員制のクラブである。ゲーミング機器を有するクラブもある。

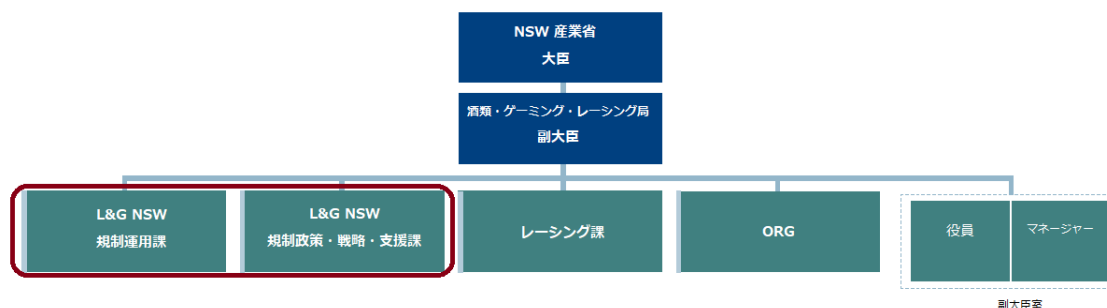
¹⁰⁵ <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/about-us/who-we-are/about-liquor-gaming-nsw.aspx>

(People enjoy vibrant and dynamic, as well as safe and responsible, liquor and gaming environments) 』であり、そのための使命として責任と持続可能性のある酒類・ゲーミング環境を育成し誠実性を確保するとともに、コミュニティの期待に応えて弊害を最小化するために革新的なアプローチで裏付けた証拠（Evidence Informed）及びリスクベースの考え方にに基づき規制している¹⁰⁶。

ii) 人員・財源¹⁰⁷

L&G NSW には規制運営課（Regulatory Operations Branch）と規制政策・戦略・支援課（Regulatory Policy, Strategy and Support Branch）の2つの課があり、規制運営課は、許認可、コンプライアンス、調査業務を含む業界の監督業務を担当しており、規制政策・戦略・支援課は、州政府への政策助言、法規制の管理、戦略的イニシアティブと計画を担当している。

図 4-2 L&G NSW 組織図



（Liquor, Gaming & Racing Division、『Organisational Chart』を基にあずさ監査法人作成）

L&G NSW の運営予算は、一般会計の他、カジノ管理法に基づきカジノ事業者が支払う監督負担金（Supervisory Levy）により賄われている（カジノ管理法第 115A 条）。監督負担金の金額はカジノ管理規則に定められており、2015 年度の年間負担金は約 716 万豪ドル（5 億 68 百万円）であり、2016 年以降は、毎年前年度の 2.5%を増額した金額となっている（カジノ管理規則第 56C 条）。

iii) 活動状況¹⁰⁸

L&G NSW は、カジノ管理法（Casino Control Act 1992）に基づき、ILGA とともにカジノ施設の運営及び誠実性について監督する責務を負っており、そのためにコンプライアンス、許認可、ニューサウス

¹⁰⁶ L&G NSW, Strategic Plan 2017-2019, p. 4

¹⁰⁷ <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/about-us/who-we-are/about-liquor-gaming-nsw/management-and-structure.aspx>

¹⁰⁸ <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/law-and-policy.aspx>

ウェールズ州政府に対する政策助言、及びプログラム評価等を実施している。L&G NSW のカジノ分野における直近の戦略的アプローチについては、79 ページを参照。

2) 独立酒類・ゲーミング局 (Independent Liquor & Gaming Authority : ILGA) ¹⁰⁹

i) 組織の概要

ILGA は、ゲーミング及び酒類管理法により定められたカジノ、酒類、登録クラブ及びゲーミング機器の規制機能を担当する法定意思決定機関 (Statutory Board) であり、許認可及び懲戒処分事項の決定をしている。2016 年 2 月 1 日に L&G NSW が設立したことに伴い、全般的な管理及び処理機能を L&G NSW に移管したが、独立の法定意思決定機関として存続している。

ii) 人員・財源

ILGA の理事会 (Board) は、会長、副会長の他、6 名で構成される。

iii) 活動状況 ¹¹⁰

ILGA は、L&G NSW とともにカジノ施設の運営及び誠実性 (Integrity) について監督する責務を負っており、そのためにレーシング大臣 (Minister for Racing) の指示に従い、カジノ管理法に規定されているカジノ施設以外のライセンスの許認可の審査及び決定、カジノに関連する全ての事項・カジノ事業者・利害関係者等の活動の定期的レビュー、カジノ管理法に関連する事項につき大臣に助言、カジノ施設内で利用可能なゲームの認可、ゲーミング機器の認可、カジノ施設の営業時間の認可等を実施している。

3) 責任あるギャンブラー部 (Office of Responsible Gambling : ORG) ¹¹¹

i) 組織の概要

責任あるギャンブラー部 (Office of Responsible Gambling、以下「ORG」とする。) は、産業省 (2017 年 3 月以前は、司法省) の酒類・ゲーミング・レーシング局に属し、ORG の戦略的計画の開発、州政府に対する公共政策助言、及び責任あるギャンブラー基金 (Responsible Gambling Fund、以下「RGF」とする。) 等の基金の支援・管理を担当する課である。

ORG の戦略的計画上の理念は、ニューサウスウェールズ州のギャンブルによる弊害をゼロにするために取り組むことであり、目的として、

ア.ギャンブル関連の弊害及び問題あるギャンブラーの防止及び削減

イ.インフォームド・チョイスのための消費者支援

ウ.公衆の議論に貢献し、ギャンブル政策及び規制観光に影響を与える

¹⁰⁹ <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/about-us/who-we-are/about-ilga.aspx>

¹¹⁰ <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/law-and-policy.aspx>

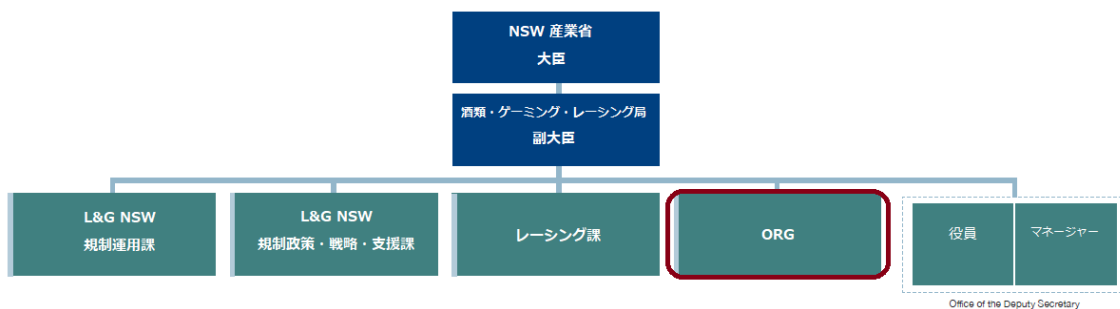
¹¹¹ https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/179508/CP5473_Office-of-Responsible-Gambling_Strategic-Plan_A5_WEB_FA.PDF

エ.産業界と協力し、責任ある文化と慣行を浸透させる
 オ.コミュニティの期待に合致する社会的・経済的利益を提供し、責任ある業界の発展を可能とすることを掲げている（詳細については、79 ページ参照）。

ii) 人員・財源

ORG は、L&G NSW 同様、産業省の酒類・ゲーミング・レーシング局に属する部署である。

図 4-3 ORG 組織図



（Liquor, Gaming & Racing Division、『Organisational Chart』を基にあずさ監査法人作成）

iii) 活動状況

ORG は、戦略的方向性、目標、及び関連するガバナンスの取り決めに沿った責任あるギャンブリング・イニシアティブへの資金提供について、RGF の管理委員会（Trustees）がレーシング大臣に助言・指導するための立場を保証している。

また、責任あるギャンブリングを支援し、コミュニティにおけるギャンブル関連の弊害のリスクを防止・最小限に抑える戦略的アプローチの一環として、RGF が資金提供するプログラムとイニシアティブを開発・実施する責任を負っている。プログラムの分野は、

ア.研究

イ.コミュニティ教育及び啓発活動

ウ.介入・支援・治療サービス

エ.公共政策調査及び開発

と多岐に渡る。

4) 責任あるギャンブリング基金（Responsible Gambling Fund : RGF）

i) 組織の概要

RGF は、カジノ管理法に基づき設立した責任あるギャンブリング関連の目的で利用される基金である（カジノ管理法第 115 条）。

責任あるギャンブリング関連の目的には、ギャンブルに参加する際のインフォームド・ディシジョン（Informed Decision）を可能にするための活動、ギャンブルに関連する潜在的な弊害を最小化する

活動、及び問題あるギャンブリングの発生・普及を削減するための活動等も含まれており、RGF は責任あるギャンブリングを支援し、コミュニティにおけるギャンブル関連の弊害のリスクを防止・最小限に抑える戦略的アプローチの一環として、多様なプログラム及びプロジェクトに資金提供している。

ii) 人員・財源 ¹¹²

現在、管理委員会は、公衆衛生、法律、政府、学界、ビジネス、社会調査等の分野の専門家 9 名で構成されている ¹¹³。RGF の 2018 年度の運営予算は、約 25 百万豪ドル（19 億 84 百万円）であり ¹¹⁴、財源はカジノ事業者の責任あるギャンブリング負担金（Responsible Gambling Levy、以下「RG 負担金」とする。）により賄われている。

iii) 活動状況

RGF の資金により、州の責任あるギャンブリング対策である Gambling Help サービス等を運営している。RGF は管理委員会（Trustees）が管理している。管理委員会は、大臣が基金の適切な資金配分や他のギャンブル政策事項を決定するに当たり、専門的な助言をしている。管理委員会は、年間最低 6 回開催される。

なお、ニューサウスウェールズ州のガバナンス・フレームワーク（大臣、L&G NSW、ORG、及び RGF の関係図）については、79 ページ参照。

5) カジノ事業者（Casino Operator）

ニューサウスウェールズ州では、カジノ管理法の第2章カジノ・ライセンス及びバランガルー（Barangaroo）制限されたゲーミング施設（Part2 Licensing of Casino and Barangaroo Restricted Gaming Facility）に基づき、1つのカジノ・ライセンス及び1つの制限されたゲーミング・ライセンス（Restricted Gaming License）のみを認可している（カジノ管理法第6条）。

現在、カジノ・ライセンスは、カジノ管理法第18条に基づきILGAがStar City Pty Ltdに付与している¹¹⁵。また、制限されたゲーミング・ライセンス（Restricted Gaming License）は、ILGAがCrown Sydney Pty Ltdに付与している¹¹⁶。したがって、ニューサウスウェールズ州においてライセンスを所有しているカジノ事業者は、スター・エンターテインメント・グループ（Star Entertainment Group、以下「スター・グループ」とする）とクラウン・リゾート・リミテッド（Crown Resorts Limited、以下「クラウン・リゾート」とする。）の2社である。

¹¹² <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/responsible-gambling-fund>

¹¹³ <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/responsible-gambling-fund/trust>

¹¹⁴ <https://www.budget.nsw.gov.au/sites/default/files/2018-06/Toole%20-%20Responsible%20gambling%20fund%20%2B%20general%20budget.pdf>

¹¹⁵ <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Documents/casino/Casino-Licence.pdf>

¹¹⁶ https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Documents/casino/Restricted_Gaming_Licence.pdf

カジノ事業者の責任あるギャンリング対策への貢献は、主として RG 負担金を通じて行われている。カジノ事業者は、カジノ管理法に基づき各カジノ・ライセンスにつき RG 負担金を産業省の長官（Secretary）に支払わなければならない。産業省の長官に支払われた RG 負担金は、財務省の特別預金口座に設定された RGF に支払われる（カジノ管理法第 115 条）。現在、RG 負担金はゲーミング収益の 2% に設定されており、2018 年度の The Star Sydney の RG 負担金支払額は、約 25 百万豪ドル（19 億 84 百万円）である。

この他にもカジノ事業者は、独自の取組として多様な責任あるギャンリング対策を講じている（81 ページ参照）。

i) スター・エンターテインメント・グループ（Star Entertainment Group）

組織の概要

スター・グループは、オーストラリアのニューサウスウェールズ州のシドニーにスター・シドニー（The Star Sydney）、クィーンズランド州のゴールドコーストにスター・ゴールドコースト（The Star Gold Coast）及びブリスベンにトレジャリー・ブリスベン（Treasury Brisbane）を所有・運営する上場会社である。2015 年 11 月に名称変更するまでは、エコー・エンターテインメント・グループ（Echo Entertainment Group）として知られている。

スター・グループが、ニューサウスウェールズ州に所有・運営するカジノ複合施設スター・シドニー（The Star Sydney）は、ヴィクトリア州のメルボルンにあるクラウン・メルボルン・エンターテインメント複合施設（Crown Melbourne Entertainment Complex）に次ぎ、オーストラリアで二番目に大きなカジノ複合施設である。The Star Sydney の従業員は、4,500 名超¹¹⁷であり、2017 年度の総収益（Gross Revenue）は 1,875 百万豪ドル（1,487 億 63 百万円）である¹¹⁸。

施設の概要

スター・グループが所有・運営するカジノ複合施設スター・シドニー（The Star Sydney）の概要は、以下のとおりである。

表 4-5 スター・シドニー（The Star Sydney）の施設概要

施設名称	The Star Sydney	
開業時期	1997 年 11 月開業 (1995 年 9 月に仮開業)	
施設場所	シドニー Darling Harbour 地区の Pyrmont	

(出典：ホームページより抜粋)

¹¹⁷ Star Entertainment Group, Annual Report 2017, p.3

¹¹⁸ Star Entertainment Group, Annual Report 2018, p.8

施設特徴	・ホテル客室数：606 室（Darling, Astral Tower, Astral Residence） ・多目的劇場（Sydney Lyric Theater）：1,997 席 ・MICE 施設：Main Room（最大収容人数 3,000 名） ・その他：F&B、商業施設、プール、ジム、スパ、駐車場等
カジノ施設特徴	・カジノフロア：10,800 m²（VIP エリアあり） ・ゲーミング：スロット 1,500 台、テーブル 160 台 ・営業時間：24 時間

（出典：ウェブサイト¹¹⁹を基にあずさ監査法人作成）

ii) クラウン・リゾート・リミテッド（Crown Resorts Limited）^{120・121}

組織の概要

クラウン・リゾートは、オーストラリアのヴィクトリア州のメルボルンにオーストラリア最大のカジノ複合施設、クラウン・メルボルン・エンターテインメント複合施設（Crown Melbourne Entertainment Complex）を有する他、西オーストラリア州のパー스에クラウン・パーズ・エンターテインメント複合施設（Crown Perth Entertainment Complex）、英国のロンドンにクラウン・アスピナルズ（Crown Aspinalls）を所有・運営する上場会社である。

クラウン・リゾートのオーストラリア全土の従業員は約 18,000 名であり、2017 年度の総収益（Normalised Revenue）は、クラウン・メルボルン・エンターテインメント複合施設が 2,279 百万豪ドル（1,808 億 16 百万円）、クラウン・パーズ・エンターテインメント複合施設が 844.5 百万豪ドル（670 億 2 百万円）である¹²²。

施設の概要¹²³

クラウン・シドニー・ホテル・リゾート（Crown Sydney Hotel Resort）プロジェクトは、世界最大級の投資規模 7 億豪ドル（555 億 38 百万円）を誇るシドニーハーバーの南バラングルー（Barangaroo South）における再開発プロジェクトの 1 つとして、Australian Jobs Act 2013 に基づきオーストラリア産業参画計画（Australian Industry Participation Plan）¹²⁴において認可を得ており、2021 年に 6 つ星高級ホテルと VIP 専用のゲーミング施設を含む新たなビジネス・金融・観光名所として開業予定である。

¹¹⁹ <https://web.archive.org/web/20140821051732/http://www.leightonproperties.com.au/our-projects/other/141.html>

¹²⁰ <https://www.crownresorts.com.au/about-us/crown>

¹²¹ <https://www.barangaroo.com/the-project/progress/barangaroo-development/crown-sydney-hotel-resort/>

¹²² Crown Resorts Limited, Annual Report 2018, p.2, 3

¹²³ <https://www.crownsydney.com.au/the-precinct>

¹²⁴ オーストラリア産業参画計画（Australian Industry Participation Plan）とは、連邦政府の産業省がオーストラリア及び海外の主要プロジェクトにオーストラリア産業界の参加促進を図るため、設備投資額が 5 億豪ドル（396 億 70 百万円）以上の官民プロジェクト等の要件を具備するプロジェクトに対して、オーストラリア政府が資金援助する計画である。

表 4-6 クラウン・シドニー・ホテル・リゾート (Crown Sydney Hotel Resort) の施設概要

施設名称	Crown Sydney Hotel Resort	 (出典：ホームページより抜粋)
開業時期	2021 年開業予定	
施設場所	シドニー Harbour 地区の Barangaroo South	
施設特徴	- 敷地面積：6,200 m² - ホテル客室数：350 室（6 つ星） - その他：F&B、会議室、居住施設、商業施設、プール、スパ等	

(出典：クラウン・リゾートのホームページを基にあずさ監査法人作成)

【参考】

L&GNSW の戦略的計画 2017-2019

カジノ分野へのアプローチ

L & GNSW はニューサウスウェールズ州のカジノの法規制を管理し、ILGA とともにカジノ施設の監督責任を有している。法規制の主たる目的は、カジノの運営及び管理に際して犯罪等の影響がないことの保証、カジノ施設内でゲーミングが正当（Honesty）に実施されることの確保、カジノのゲーミングによるコミュニティーへの潜在的な悪影響を最小化することである。

L&GNSW はカジノの誠実性を確保し、カジノの運営が犯罪や組織的な重大な犯罪に利用されないために、連邦政府及び他の州の政府と連携している。

カジノ事業者は、レギュレーションコストを相殺するために、監督負担金の支払が義務付けられているとともに、総収益の 2% を RGF に拠出することが義務付けられている。

表 4-7 L&G NSW の戦略的計画における目標と優先事項

目標 (Goal)	優先事項
インテリジェンスとリスクベースの監督	・ 2017 年 12 月までに改良した統合型リスクベースのカジノ監督プログラムを導入する ・ 既知の問題や新たな問題に対応し、早期介入及び計画的・統合的な対応をする ・ ノンコンプライアンス問題がより深刻・永続的・故意の分野について段階的に強化する措置を講ずる ・ リスクベースの収益保証監査及び保証業務を導入する ・ 2017 年 12 月までに Star Sydney、他の規制局及び法務執行機関とともに改訂版エンゲージメントフレームワークを導入する ・ 2018 年 6 月までにカジノ現代版レビュー（Casino Modernisation Review）に対する政府対応を提供する ・ Crown Sydney 開業の準備のため、新たなカジノ施設の運営を監督するためのスタッフ及び組織能力の強化を図る

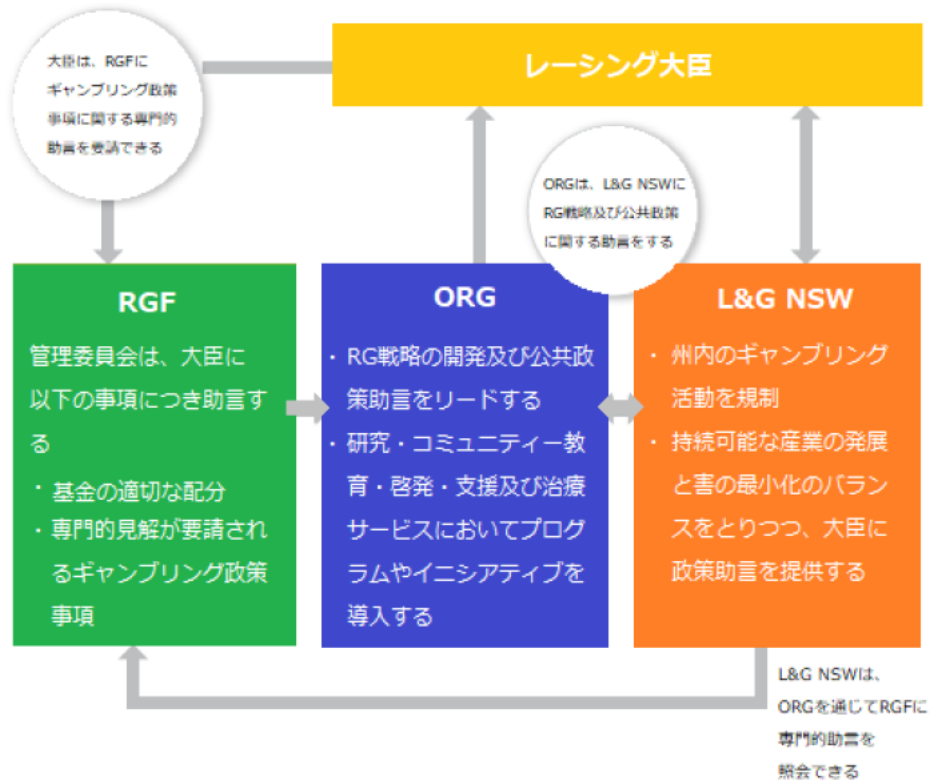
（出典：L&G NSW、『戦略的計画 2017-2019』を元にあずさ監査法人作成）

【参考】

ORG の戦略的計画 2018-2021

◆ ガバナンス・フレームワーク

図 4-4 ニューサウスウェールズ州政府の RG 対策に係るガバナンス・フレームワーク概念図



(ORG、『戦略的計画 2018-2021』を元にあずさ監査法人作成)

◆ 目標と優先事項

ORG の戦略的計画（2018-2021）では、理念・目的を達成するために、各分野における目標と優先事項を設定している。

戦略的計画上の各分野の目標と優先事項は以下のとおりである。

表 4-8 ORG の戦略的計画における分野別目標と優先事項

分野	目標	優先事項
研究	責任あるギャンブラー政策・介入・プログラムに係る根拠（Evidence Base）を提供する研究を実施・資金援助する	・ 優先事項の研究課題を作成する ・ 現在のプログラムとサービスを評価し、効果と効率を判断する ・ ギャンブラーに係る学術研究のための能力を構築する ・ 責任あるギャンブラー活動、サービス等の改善のために、研究成果・洞察・情報を統合し公表等する ・ 政策開発・規制改革等のために、研究洞察と知見を開発する

分野	目標	優先事項
連携	ギャンブリング関連の弊害を防止・削減するために連携する	・ヘルス・セクター及び非営利組織等と連携する ・産業界と協力しベストプラクティスを奨励するとともに、責任あるギャンブリングの成果を向上させる投資と革新を促進する ・他の管轄地域と協力し、政策及び戦略開発に貢献する ・メディア等、他の組織と連携し、啓発・消費者強化を実施する ・助成金配布に際しては、透明性の高いフレームワークを利用する
教育及び啓発	責任あるギャンブリング及びギャンブルに関連する弊害に係る啓発に努め、柔軟性の高いコミュニティを奨励する	・包括的な啓発・教育戦略を開発・実施する ・ギャンブルが消費者にとって厳格に規制されたレクリエーションかつエンターテインメントであることを認識する ・責任あるギャンブリングにおいて、ORG と RGF が権威者となるために能力とプロフィールを形成する ・ターゲットとするコミュニティ啓発活動を開発・実施する
支援サービス	支援・カウンセリングサービスを提供し、早期介入及び統合ケアを奨励する	・サービス提供モデルを改善し、州内の多様な文化・地理・人口に適合する予防・支援・治療の多様かつ統合的なアプローチを開発する ・効果を高め成果を向上させるため、サービスシステム全体の能力を高める ・サービスの品質を支援するため、明確で一貫した評価と継続的改善フレームワークを開発する
技術及び革新	弊害を防止・削減するために、技術を活用し革新を推進する	・革新的なアプローチを促進・資金援助・運用する ・責任あるギャンブリング活動のトライアル・実施のために、新しい技術や革新につき、産業界と連携して積極的に実施する ・責任あるギャンブリング教育・サービス・成果を効果的に提供するために技術を活用する ・内外のデータを照合・分析・活用する

(ORG、『戦略的計画 2018-2021』を元にあずさ監査法人作成)

③ 責任あるギャンbling・プログラムの内容

1) 州の取組 : Gambling Help (NSW) ¹²⁵

Gambling Help は、州政府の L&G NSW が安全かつ責任あるギャンbling環境の確保のために提供する責任あるギャンbling・プログラムであり、全てのサービスを無料で提供している。当該プログラムは州政府が提供する主な責任あるギャンbling対策の 1 つであり、カジノ事業者の RG 負担金で運営する RGF の資金により運営しており、2018 年度の運営予算は 14 百万豪ドル ¹²⁶ (11 億 11 百万円) である。

Gambling Help の提供するサービスの主な内容は、以下のとおりである ¹²⁷。

- ・ 24 時間 365 日利用可能な電話相談 (Gambling Help Hotline)
- ・ 対面式のギャンblingカウンセリングサービス
- ・ 24 時間 365 日利用可能なオンラインサービス (Gambling Help Online) の財政的支援及び情報提供
- ・ アボリジニー向けの支援サービス
- ・ 多言語対応サービス
- ・ 財務・法務カウンセリングサービス
- ・ 女性向けの支援サービス
- ・ ウェブサイト上での情報提供及び支援ツールの公開

2) カジノ事業者の取組

カジノ事業者は、責任あるギャンbling対策の一環として、カジノ管理法に基づき RG 負担金の支払が義務付けられている。また、カジノ事業者が遵守しなければならない責任あるギャンbling対策については、カジノ管理規則 (Casino Control Regulation) の第 4 章、責任あるギャンbling活動 (Responsible Gambling Practices) (別名、責任あるギャンbling行動規範 (Responsible Conduct of Gambling)) にまとめられている。

i) カジノ事業者の責任あるギャンbling対策の概要

カジノ事業者の取り組む責任あるギャンbling対策では、カジノ管理法及びカジノ管理規則の遵守に加え、独自の取組も実施している。

カジノ事業者が独自に提供するギャンbling対策の主な内容は以下のとおりである。

- ・ 責任あるギャンblingポリシー (Responsible Gambling Policy)

¹²⁵ Gambling Help, "About-Us", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/about-us/>

¹²⁶ <https://www.budget.nsw.gov.au/sites/default/files/2018-06/Toole%20-%20Responsible%20gambling%20fund%20%2B%20general%20budget.pdf>

¹²⁷ Gambling Help, "Gambling Help", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/>

- ・ スター責任あるギャンリング規範（The Star Responsible Gambling Code）
- ・ インフォームド・ディシジョン（Informed Decision）
- ・ スター・エンターテインメント・グループ・自己申告による入場制限プログラム（The Star Entertainment Group Self-Exclusion Program）（85 ページ参照）
- ・ 家族等による入場制限プログラム（87 ページ参照）
- ・ プレコミットメントプログラム・スターアシスト（Star Assist）（88 ページ参照）
- ・ 責任あるギャンリング・チーム（Responsible Gambling Team）（94 ページ参照）

ア. 責任あるギャンリングポリシー（Responsible Gambling Policy）¹²⁸

責任あるギャンリングポリシー（Responsible Gambling Policy）は、カジノ事業者であるスター・グループの所有する 3 つのカジノ施設、子会社、関連会社を含めた全ての従業員が遵守しなければならない責任あるギャンリングに関する事業者の方針である。

責任あるギャンリング活動（Responsible Gambling Practices）の導入・維持・継続的改善のために、主として 4. Policy Statement において以下の内容が規定されている。

- ・ 営業時間におけるカジノ施設において責任あるギャンリング・リエゾン（Responsible Gambling Liaison）を指名
- ・ 責任あるギャンリング・チームは、責任あるギャンリング活動の継続と改善に責務を負う
- ・ 新規チームメンバーは、オリエンテーションを通じて責任あるギャンリング活動を理解
- ・ 全チームメンバーは、年 2 回の責任あるギャンリング研修を受講
- ・ 責任あるギャンリング活動に関する内容と支援先情報についてのパンフレットが入手可能
- ・ 勝率に関する「How to Play Gaming Guides」パンフレット入手可能
- ・ 未成年者及び酩酊者のギャンブルを禁止
- ・ 責任あるギャンリング・チームは、ギャンブルに悪影響を受けている顧客を支援することができる
- ・ 顧客は、自発的入場制限が可能

イ. スター責任あるギャンリング規範（The Star Responsible Gambling Code）¹²⁹

スター責任あるギャンリング規範（The Star Responsible Gambling Code）は、スター・シドニー（The Star Sydney）の規範であり、ギャンブル製品及びサービスの責任ある提供のために、遵守すべき基準及び要件を規定している。

スター責任あるギャンリング規範（The Star Responsible Gambling Code）の主な概要は、

¹²⁸

https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/56fdb2672fe131ac8a5af0f1/1459466857371/Responsible_Gambling_Policy.pdf

¹²⁹

https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89d9fcd0f684b3a011d97/1489542560804/Resp_Gaming_DL_English.pdf

以下のとおりである。

表 4-9 スター責任あるギャンブリング規範の主な概要

項目	概要
規範の目的・適用	1.1 規範の定義 1.2 規範の目的 1.3 規範の内容 1.4 規範の適用 1.5 規範の慣行と法規等との齟齬
コミットメント	2.1 啓発、教育及び顧客情報 2.2 法令・業界規則の遵守 2.3 研修 2.4 不適切な行為 2.5 最新技術と新製品 2.6 方針と手順 2.7 規範に係るコミュニケーション
活動（情報規定）	(ア) 顧客が製品を理解するための情報提供 (イ) 問題あるギャンブリング支援サービス及び責任あるギャンブリングに係る情報提供
活動（RG の提供）	4.1 プレイする環境 4.2 受け入れられない行為及び苦痛の兆候 4.3 未成年 4.4 保護者等のいない子供 4.5 スターの管理者及び従業員に対するギャンブル規制 4.6 ATM 機器 4.7 勝金の支払いとクーリングオフ
活動（顧客への支援提供とコミュニティとの連携）	5.1 支援サービス 5.2 自己申告による入場制限プログラム 5.3 自己申告による入場制限プログラムの取消 5.4 コミュニティとの連携
管理及び苦情	6.1 責任あるギャンブリング委員会（Responsible Gambling Committee）の役割 6.2 苦情

（スター・グループ、『The Star Responsible Gambling Code』を基にあずさ監査法人作成）

ウ. インフォームド・デシジョン (Informed Decision) ¹³⁰

インフォームド・デシジョン (Informed Decision) とは、カジノ事業者が情報提供を通じた責任あるギャンブルの提供を約束することにより、顧客がカジノ事業者の提供する情報に基づきギャンブルへの参加の可否を決定できることである。

カジノ事業者は、責任あるギャンリング規範 (Responsible Gambling Code) により、ロイヤルティ・カードを使用したゲーミング機器及びテーブルゲームのプレイにつき、顧客からの要請に基づき顧客のゲーミング活動情報を提供する (規範 3.2)。また、問題あるギャンリング、支援先情報、申告による入場制限、勝率、顧客苦情処理、未成年者禁止、責任あるアルコールの提供、ギャンブル利用時間、財務取引、広告、顧客リエゾン等の多様なギャンブルに関する情報に関して、パンフレット等を通じた情報提供をしている。

ii) カジノ事業者の責任あるギャンリング対策の評価方法

ニューサウスウェールズ州では、カジノ事業者の責任あるギャンリング対策については、ILGA 及び L&G NSW の調査官 (Inspector) が、カジノ・ライセンスの適切性やコンプライアンス遵守の監督の一環として評価している。

ILGA は、カジノ管理法に基づき、5 年ごとに、(a) カジノ事業者のライセンスの適切性、及び (b) カジノ・ライセンスの継続が公共の利益となっているかについて調査し、報告書を作成しなければならない (カジノ管理法第 31 条)。その過程において、カジノ事業者の取り組む責任あるギャンリング対策についての評価も実施している ¹³¹。

一方で、L&G NSW の調査官は、カジノ事業者のコンプライアンス・監視等をする中で、責任あるゲーミング活動 (Responsible Gambling Practices) を監視する役割を果たしている ¹³²。

¹³⁰

https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89df6a5790a58d70d2f63/1489542648281/TSEG_MAID_A4_English.pdf

¹³¹ <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/law-and-policy/reviews-investigations/section-31-investigations.aspx>

¹³² <https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Pages/casinos/law-and-policy/casino-compliance.aspx>

④ 利用制限プログラムの実行状況

1) 入場制限プログラム

- i) 自己申告による入場制限プログラム：スター・エンターテインメント・グループ・自己申告による入場制限プログラム（The Star Entertainment Group Self-Exclusion Program）¹³³

ア. 根拠法規等

規制当局またはカジノ事業者は、カジノ管理法に基づき本人の自発的申請を受けた場合、入場制限命令（Exclusion Order）を与えなければならず、自発的申請に当たっては、以下の規定が適用される（カジノ管理法第 79 条第 3 項）。

- ・ 申請書は文書でなければならず、かつ署名は当局の定めた方法で証明されなければならない
- ・ 自発的申請書は、一方または両方のカジノ施設に利用できる
- ・ 両方のカジノ施設に対する自発的申請書であっても、規制当局または一方のカジノ事業者に対して作成できる
- ・ 一方のカジノ事業者に対して両方のカジノ施設に対する自発的申請が作成された場合、申請を受けたカジノ事業者は、もう一方のカジノ事業者に対して遅滞なく報告しなければならない

カジノ事業者は、カジノ管理法及びスター責任あるギャンブリング規範に基づき、カジノ施設からの自己申告による入場制限（入場禁止）を希望する顧客への選択肢として、スター・エンターテインメント・グループ・自己申告による入場制限プログラム（The Star Entertainment Group Self-Exclusion Program、以下「スター・自己申告による入場制限プログラム」とする。）を提供している（スター責任あるギャンブリング規範 5.2）。

イ. プログラムの概要

スター・自己申告による入場制限プログラムは、本人の自発的申請により設定した期間においてカジノ施設への入場を禁止することで、自らギャンブル活動を制限することができるプログラムである。

ウ. 申請場所・手順

申請はカジノ施設においても可能であるが、カジノ施設へ訪問せずに申請する方法も整備されている。主な申請方法は以下のとおりである。

- ・ カジノ施設のメインのゲーミングフロアその他、カジノ施設内のソブリン（Sovereign）、オアシス（Oasis）または、ヴァンテージゲーミングルーム（Vantage Gaming Rooms）にあるカジノ・ホスト（Casino Host）を訪問する
- ・ ゲーミング・エリアの入口のセキュリティ・スタッフまたは誰でもよいのでスタッフに依頼
- ・ 営業時間中に顧客リエゾン・マネージャー（Patron Liaison Manager）に電話

¹³³

https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/58c89e51bf629a48787b84fd/1489542738517/Self_Exclusion_English.pdf

申請に際しては、写真付きの身分証明書（例えば、運転免許証、パスポート）の提示が必要である。セキュリティ・スタッフは申請希望者を面接室に同伴し、記録用の写真撮影を実施する。申請希望者は、セキュリティ・スタッフの目の前で写真に署名する。次に、申請希望者はカジノ施設への入場を禁止することに同意する文書へ署名する。その際、州内で利用可能なカウンセリングサービスに関する連絡先情報が提供される。

また、クィーンズランド州のスター・グループへの入場制限も同時に希望する場合には、クィーンズランド州のスター・グループの顧客リエゾン・マネージャーの連絡先情報も提供される。最後に、自己申告による入場制限命令のコピーと解除方法に係るプロセスが文書にて発行される。

入場制限期間は、最低期間 12 か月から最長で永久までの期間のうち、本人が自由に設定できる。最低期間は、法令で規定されているものではなく、顧客がカウンセリングサービスを受ける及び（または）財務状態を立て直す等のための適切なクーリングオフ期間を保証するために、カジノ事業者が設定した期間である。

エ. 解除・延長等の方法¹³⁴

本人が署名すると同時にスター・自己申告による入場制限プログラムは開始され、期限が切れるまでいかなる場合にもキャンセルや変更はできない。

期限経過後も、スター・自己申告による入場制限プログラムは自動的に解除されない。解除申請希望者は、スター責任あるギャンリング規範に基づき、ギャンブル行動を管理するための措置を講じた証拠とカジノ事業が認可したギャンブルカウンセラーからの評価を提出しなければならない。また、解除申請希望者の重要な他者¹³⁵からの支援文書の提出も求められる（スター責任あるギャンリング規範 5.3）。

具体的には、期間経過後にカジノ事業者に対して文書にて解除希望を申請し、カジノ事業者が契約している外部の問題あるギャンリングカウンセラーのセッションを受講した後、外部カウンセリング機関¹³⁶からの評価をカジノ事業者に提出しなければならない。当該外部のカウンセリング機関は、カナダで開発された CPGI 指標（60 ページ参照）に基づき、評価報告書を作成している。

カウンセリング機関から解除申請の却下を要請される場合も多く、解除申請者が未だに問題あるギャンリングリスクを中程度または高度有していると評価された場合には、スター・自己申告による入場制限プログラムは解除されずに継続する可能性が高い。また、重要な他者からの支援文書がない場合には、過去に関係を破壊する行動をしギャンブルに大きな問題を抱えている可能性が高いと判断される。さらに、スター・自己申告による入場制限プログラムへ 2 度申請を行った顧客は、入場制限命令が解除されることはほとんどない。

解除申請者は、文書による解除通知の受理により、カジノ施設への入場制限が解除される。本人が解除希望を申請しなければ、期間経過後、自動的にスター・自己申告による入場制限プログラムは延長

¹³⁴ The Star Casino: License Review, 280-281

¹³⁵ 例えば、妻・夫・パートナー・親等からの支援文書を通常、要請する。

される。

オ. 違反者への対応

自己申告による入場制限命令の文書は法的拘束力を有する。申請者が合意内容に違反をしてカジノ施設へ入場しようとした場合、セキュリティ・スタッフはスター・自己申告による入場制限プログラム申請時に撮影した写真を登録した監視カメラの顔認証システム及び入場制限命令対象者の日次リスト（カジノ管理法第 83 条）に基づき、違反者の検知をしている。

カジノ事業者の責任

カジノ管理法に基づき、カジノ事業者の責任者・従業員等はスター・自己申告による入場制限プログラム登録者をカジノ施設内で発見した場合には、調査官（Inspector）に知らせ該当者を即時に強制的に退去させなければならない、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理法第 85 条）。

違反者の責任

自己申告による入場制限プログラム登録者が違反した場合、カジノ管理法では、違反者に対する罰則規定は定めていない（カジノ管理法第 84 条第 1 項参照）。

ii) 家族等による入場制限プログラム

ア. 根拠法令等

家族等による入場制限プログラムは、カジノ事業者独自の取組として整備しているが、法令上は、カジノ管理法のカジノ事業者による入場制限命令であるベニュー・エクスクルージョン（Venue Exclusion）¹³⁷（カジノ管理法第 79 条第 1 項）として処理している。

イ. プログラムの概要

家族等による入場制限プログラムはカジノ事業者が独自に提供しているプログラムであり、家族からの申請により、設定した期間につきカジノ施設への入場を禁止することでギャンブル活動を制限するプログラムである。

家族からの要請の目的が生活の保護（Welfare）である場合には、通常、入場制限要請は認められるが、申請理由が明確でなく正当な理由がないと判断されない場合には要請は却下される¹³⁸。

ウ. 申請場所・手順

申請場所・手順は基本的にスター・自己申告による入場制限プログラムと同じであるが、本人の意思が重要であることから、家族等による申請があった場合、顧客リエゾン・マネージャーが本人と協議し、まずは

¹³⁷ ベニュー・エクスクルージョン（Venue Exclusion）とは、カジノ管理法に基づき、カジノ事業者が文書によりカジノ複合施設からの入場制限命令を出す場合である（カジノ管理法第 79 条第 1 項）。

¹³⁸ The Star Casino: License Review 277

スター・自己申告による入場制限プログラムの申請を要請する。自己申告による入場制限プログラムの申請が拒否された場合に、カジノ事業者による入場制限命令（ベニュー・エクスクルージョン）として、文書により通知をし入場を禁止する。

エ. 違反者への対応

違反者の検知に際しては、カジノ事業者はカジノ管理法に基づきスター・自己申告による入場制限プログラムと同様の責任を負っており、基本的に同様の検知に係る手続きを実施している。一方、違反者については、法令上、責任が科されることとなる。

カジノ事業者の責任

カジノ管理法に基づき、カジノ事業者の責任者・従業員等は、スター・自己申告による入場制限プログラムと同様、入場制限命令対象者をカジノ施設内で発見した場合には、調査官に知らせ該当者を即時に強制的に退去させなければならず、違反した場合には、罰金が科される（カジノ管理法第 85 条）。

違反者の責任

カジノ事業者による入場制限除命令に違反した場合、カジノ管理法では、違反者に対し罰金または（及び）懲役 12 か月を科している（第 84 条第 1 項）。

2) 入場制限以外の利用制限プログラム

i) プレコミットメント・プログラム：スター・アシスト（Star Assist）¹³⁹

ア. 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州では、入場制限以外の利用制限に関する法規等はなく、カジノ事業者独自の取組としてプレコミットメント・プログラムを実施している。

イ. プログラムの概要

スター・アシストとは、カジノ事業者がロイヤリティー・プログラム（スタークラブ）の会員に対して提供している利用時間及び（または）賭け金額の上限を設定できる自発的なプレコミットメント・ツールである。

スター・アシストは、登録した施設のみで利用制限が設定されるため、全てのスター・グループのカジノ施設で利用するには各施設において自ら登録する必要がある。

ウ. 申請場所・手順

申請方法は、カジノ施設内の電子ゲーム機器またはスロットにスタークラブ会員カードを挿入し、一日の最大利用時間及び（または）最大賭け金額を指定すると会員カードに限度枠が登録される。

¹³⁹

https://static1.squarespace.com/static/55f76728e4b0799db9586a8d/t/5823efa41b631b02ca6cd9be/1478750117554/SCLUB0002_Star_Assist_Program.pdf

利用限度時間設定の他に、電子ゲーム機器またはスロットを使用できないクールダウン時間を 15 分、1 時間、12 時間、24 時間から選択し設定することも可能である。

利用できる対象は電子ゲーム機器またはスロットであり、通常のテーブルゲームでは利用できない。

エ. 違反者への対応

利用上限に達した場合、スタークラブ会員カードを使用した電子ゲーム機器及びスロットを利用できなくなるのみであり、紙幣を利用したプレイ自体は可能である。罰則等は規定していない。

⑤ 広告規制

1) 根拠法規等

ニューサウスウェールズ州では、広告に関する規制はカジノ管理法の第 5 章、カジノの運営（Casino Operations）及びカジノ管理規則の第 4 章責任あるギャンブラー活動（Responsible Gambling Practices）の第 3 部広告（Advertising）において規定されている。

2) 規制内容

i) カジノ管理法

カジノ管理法に基づき、カジノ事業者は、カジノ・ライセンスの要件として、カジノ管理規則で規定されている例外を除き¹⁴⁰ゲーミング機器に関する広告を出すことが禁止されており、他の者が同様の広告を出すことを容認することも禁止している（カジノ管理法第 70A 条）。

ii) カジノ管理規則

カジノ管理規則では、ギャンブル関連広告に関する禁止事項、ギャンブル関連標示（Gambling-Related Sign）、勝ち金者公表等、広告に関する詳細な規制を規定している。

ア. ギャンブル関連広告に関する禁止事項

カジノ事業者は以下の内容を含むカジノ関連広告を禁止しており、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理規則第 33 条第 1 項、第 3 項）。

- ・ 法令違反を奨励
- ・ 子供が登場する
- ・ 嘘、誤解を生む、または欺瞞的
- ・ 関連する広告活動規範（Advertising Code of Practice）に準拠していない
- ・ ギャンブル参加の結果、勝利が最も可能性の高い結果であると提案
- ・ ギャンブル参加の結果、社会的地位や財務的見通しを改善する可能性があると提案
- ・ プレイの技術により、勝率に影響を与えることができると提案
- ・ ギャンブルに際してのアルコール消費を描写または奨励する

また、カジノ事業者は、新聞・雑誌・ポスター・その他印刷物の広告において、ヘルプラインの電話番号及びホームページ等を記載した以下の文言を含めなければならない、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理規則第 33 条第 2 項、第 3 項）。

¹⁴⁰ カジノ施設の外からは見えないカジノ施設内におけるゲーミング機器の広告及びカジノ事業者のロイヤリティー・プログラムの会員に対して、会員の同意等、一定の条件を充たしている場合には、ゲーミング機器に関する広告の送付を容認している（カジノ管理規則第 34 条第 1 項、第 2 項）。

Think! About your choices

Call Gambling Help

1800 858 858

www.gamblinghelp.nsw.gov.au

イ. ギャンブル関連標示 (Gambling-Related Sign)

カジノ事業者は、カジノ施設外において、ゲーミング機器の注意を引くようなギャンブル関連の標示（文字、シンボル、描写等）を掲示してはならず、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理規則第 35 条）。

ウ. 勝ち金者公表

カジノ事業者等は、カジノ施設内のゲーミング機器で 1,000 豪ドル（8 万円）超獲得した人物を特定する情報を公表してはならず、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理規則第 36 条）。

⑥ 相談業務の体制

1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州の相談業務に関しては、カジノ管理法の第 5 章カジノの運営（Casino Operations）及びカジノ管理規則の第 4 章責任あるギャンブラー活動（Responsible Gambling Practices）の第 4 部問題あるギャンブラーカウンセリングサービス（Problem Gambling Counselling Services）において規定している。

i) カジノ管理法

カジノ事業者は、カジノ管理規則に準拠の上、顧客が利用可能な問題あるギャンブラーカウンセリングサービスを整備しなければならず、違反した場合には罰金が科される（第 72A 条第 1 項）。

ii) カジノ管理規則

カジノ事業者は、自己申告による入場制限プログラム申請者及び当該プログラムの情報を希望した全ての顧客に対して、問題あるカウンセリングサービスの名称及び連絡先情報を提供しなければならない（カジノ管理規則第 37 条）。

2) 連邦政府の取組

オーストラリア全土では、連邦政府主導の取組である Gambling Help オンライン（Gambling Help Online）及びキッズ・ヘルプ・ライン（Kids Help Line）が利用できる。キッズ・ヘルプ・ラインはギャンブル問題に特化した取組ではないが、1993 年に開始し、オーストラリア全土の青少年を対象に 24 時間 365 日対応の無料ヘルプライン提供している¹⁴¹。

i) 相談窓口の概要

ア. Gambling Help オンライン（Gambling Help Online）¹⁴²

連邦政府主導の下、連邦政府・首都特別区・州政府から財政的支援を受け、会話よりもタイピングを好む相談者向けにオーストラリア全土に提供している Gambling Help オンライン（Gambling Help Online）サービスがある。

Gambling Help オンラインサービスは独自のウェブサイトを有し、相談者が対面式カウンセリングサービスを提供している施設に物理的にアクセス困難な場合、または精神的に対面式がづらい場合にも、カウンセリングまたは情報提供を受ける手段を確保することで相談者のサービスの利用手段を補完・拡大を目的として、オンラインに特化したサービスである。

提供する主なサービス内容は、

- (a) 24 時間 365 日対応の無料ライブオンライン・チャットまたは電子メール支援サービス
- (b) ギャンブル問題及びオンラインサービスの専門家であるカウンセラーによるカウンセリングの提供

¹⁴¹ <https://kidshelpline.com.au/about/about-khl>

¹⁴² Turning Point, “About us”, <https://www.gamblinghelponline.org.au/about-us>

(c) 電話相談や対面式カウンセリング等、より深いサービスを受けるための土台となるサービスの提供
(d) 相談者の州の自己申告による入場制限プログラムや他の支援情報の提供
等である。

Gambling Help オンラインサービスの実際の運営は、連邦政府から委託を受けた民間機関の依存症治療センターのターニングポイント（Turning Point）が実施している。

ニューサウスウェールズ州は、Gambling Help オンラインサービスに対して RGF を通じて資金提供しており、Gambling Help ウェブサイト上でも当該サービスの情報提供をしている。

ii) 相談員の品質の保証

連邦政府が契約する独立した業者であるターニングポイントが運用しており、オンライン・カウンセラーは当該業者が雇用している。オンライン・カウンセラーは、ギャンブル問題及びオンラインサービスの専門家がサービスを提供している。

3) 州政府の取組

ニューサウスウェールズ州では、州政府の取組である Gambling Help サービスの一環として Gambling Help ホットライン（Gambling Help Hotline）、アボリジニー向けヘルプライン、多言語対応ヘルプライン等を提供している。

i) 相談窓口の概要

ア. Gambling Help ホットライン（Gambling Help Hotline）

Gambling Help ホットライン（Gambling Help Hotline）は、24 時間 365 日利用可能な無料の電話相談窓口である。当該電話相談はオーストラリア全土で共通の電話番号（1800 858 858）をホットラインとして利用しているが、各州政府がそれぞれの州において提供しているサービスであり、相談者が電話をかけた場所の州政府が提供する相談窓口につながる仕組みになっている。電話での相談の他、自己申告による入場制限プログラム等の情報提供、及び相談者の近隣の対面式のカウンセラーの紹介も行っている。

ニューサウスウェールズ州の場合、民間の依存症治療センターであるターニングポイント（Turning Point）に運営を委託している。

イ. アボリジニー向けヘルプライン¹⁴³

ニューサウスウェールズ州内の先住民族アボリジニーに対しては、アボリジニー専用のホットラインによる電話相談を提供している。

¹⁴³ Gambling Help, "Waruwi Gambling Help", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/get-help/waruwi-gambling-help/>

ウ. 多言語対応ヘルプライン¹⁴⁴

多文化対応の問題あるギャンブラーサービス（Multicultural Problem Gambling Service）の専用ホットラインでは、40 以上のコミュニティー言語に対応した電話相談及び相談者の言語に対応する対面式カウンセリングの紹介サービスを提供している。

また、ウェブサイト上では、中国人（北京語及び広東語）、ベトナム語、アラビア語、イタリア語専用のカウンセリング施設の提供をしている。

エ. 財務・法務カウンセリングサービス^{145,146}

財務カウンセリングサービスでは、財務カウンセラーがギャンブルによる金銭問題の解決を支援している。ウェブサイト上では、財務カウンセリングサービスを提供している 14 の組織・施設の提供をしている。

また、法務カウンセリングサービスでは、州政府から委託を受けたウェスリー・コミュニティー法律サービス（Wesley Community Legal Service）がギャンブルによる法律問題の解決を支援している。電話または州内複数の箇所で実施している対面式カウンセリングにより相談に応じている。営業時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時までであり、午後 5 時以降は予約者のみ受付している。

4) カジノ事業者の取組

カジノ事業者は、1)に記載のカジノ管理法及びカジノ管理規則の遵守の他、事業者の自主的な取組である責任あるギャンブラーポリシー（Responsible Gambling Policy）において、責任あるギャンブラー活動の導入・維持・継続的改善のために、ギャンブルに悪影響を受けている顧客の支援が可能な責任あるギャンブラー・チーム（Responsible Gambling Team）の組成及び責任あるギャンブラー・リエゾン（Responsible Gambling Liaison）の指名につき規定している。また、事業者の自主的な取組であるスター責任あるギャンブラー規範（The Star Responsible Gambling Code）に基づき、ギャンブル関連の問題を抱える者及び（または）家族に対して、支援先情報を提供するとともにスター・グループのウェブサイト（www.starentertainmentgroup.com.au）においても同様な情報を公開する（スター責任あるギャンブラー規範 5.1）。

カジノ事業者は、カジノ施設の従業員で組織される責任あるギャンブラー・チームによるカウンセリング及び外部のカウンセラーによる緊急対応カウンセリングを自主的に提供している。

i) 相談窓口の概要

ア. 責任あるギャンブラー・チーム（Responsible Gambling Team）のカウンセリング

責任あるギャンブラー・チーム（Responsible Gambling Team）は、1 名の顧客リエゾン・マネージャー（Patron Liaison Manager）及び責任あるギャンブラー・リエゾン職員（Responsible

¹⁴⁴ Gambling Help, "Help in other languages", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/get-help/other-languages/>

¹⁴⁵ Gambling Help, "Financial Counselling", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/get-help/financial-counselling/>

¹⁴⁶ Gambling Help, "Legal Help", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/get-help/legal-help/>

Gambling Liaison Officer、以下「RGLO」とする。）から構成され、カジノ施設内において、顧客とのコミュニケーションを通じた声掛け、カウンセリング等を実施している。RGLO は、ゲーミング・スタッフやセキュリティ・スタッフ等を兼務しており、問題あるギャンブリングの兆候を示す顧客のモニタリング、声掛け及びカウンセリングを実施しており、人員は約 190 名である。

相談内容に応じて、ヘルプライン、自己申告による入場制限プログラム及び契約している外部カウンセリング機関の紹介・情報提供を実施している。また、責任あるギャンブリング・チームは、外部の支援サービス施設との効果的な連携を確立する責務も有している¹⁴⁷。

ii) 相談員の品質の保証

カジノ施設の従業員の責任あるギャンブリングに係る品質を保証するために、L&G NSW は責任あるギャンブリング管理（Responsible Conduct of Gambling、以下「RCG」とする。）の資格取得を求めている。また、カジノ事業者は、責任あるギャンブリングポリシー（Responsible Gambling Policy）に基づき、カジノ施設の全ての従業員に対して責任あるギャンブリング研修（Responsible Gambling Training）の受講を義務付けている。

ア. 責任あるギャンブリング管理（Responsible Conduct of Gambling : RCG）資格¹⁴⁸

カジノ施設の従業員はゲーミング機器規則第 59 条に基づき開発された RCG コースの受講を完了し、L&G NSW が発行する写真付きの RCG コンピテンシー・カード（RCG Competency Card）を取得しなければならない。

RCG コースの提供に際しては、受講者とトレーナーの比率は 30 対 1 を超えてはならず、最低 6 時間以上受講した後、受講者のコンピテンシー評価が要求されている。RCG コースは 2 部構成であり、各セクションは複数のモジュールからなる。RCG コースの概要は以下のとおりである。

表 4-10 RCG コースの概要

セクション	モジュール
第 1 部	- モジュール1：政府、ギャンブル及び法令 - モジュール2：掲示に関する法定要件 - モジュール3：ギャンブルの誘惑、顧客勝金、報酬スキーム及び現金・小切手払い - モジュール4：未成年者
第 2 部	- モジュール5：責任・問題ギャンブリング - モジュール6：潜在的な問題あるギャンブラーへの対応 - モジュール7：自己申告による入場制限及びギャンブルカウンセリング

¹⁴⁷ The Star Entertainment Group, “Responsible Gambling Policy”, 2016 年 3 月、p.6

¹⁴⁸ L&G NSW, “Responsible Conduct of Gambling-Student Course Notes”, 2018 年 2 月,
https://www.liquorandgaming.nsw.gov.au/Documents/gaming-and-wagering/responsible-gambling/RCG_student_manual.pdf

(出典：L&G NSW、『RCG Student Course Notes』を基にあずさ監査法人作成)

RCG コースの受講完了に伴い、受講者はニューサウスウェールズ州のギャンブル概要、責任あるギャンブリング管理のための法的枠組み及び問題あるギャンブリングの兆候と影響に関する説明が可能となり、責任あるギャンブリング戦略を実践することが可能となる。

イ. 責任あるギャンブリング研修 (Responsible Gambling Training)

責任あるギャンブリング規範 (Responsible Gambling Code) に基づき、カジノ施設の全ての従業員は責任あるギャンブリング活動を実践し、詳細な情報へのアクセス方法を知るために責任あるギャンブリング研修 (Responsible Gambling Training) を受講しなければならない (責任あるギャンブリング規範 2.3)。

また、ゲーミング活動に関わる従業員については、ギャンブルに問題を抱えている顧客からの申告がない場合にも、問題を抱えている可能性のある顧客を支援するために問題ある者を発見した場合にとるべき対処方法等に関する理解を促進するための研修を義務付けている (責任あるギャンブリング規範 2.3)。

ゲーミング活動に関わる従業員に対して、問題あるギャンブラーかどうかの判断は求められておらず、以下の行動等の兆候がある顧客を把握し、適切な者への報告、声掛けやカジノ施設からの退去等を含め、適切な対応を義務付けている (責任あるギャンブリング規範 4.2)。

- ・ 毎日ギャンブルをする
- ・ 休憩なく連続でギャンブルをする
- ・ 施設内の複数の ATM から現金を引き出す
- ・ ギャンブルのために、お金を借りようとしたり、高価なものを売ろうとしたりする
- ・ 多額の勝金を機械に戻し入れて継続して遊ぼうとする
- ・ ゲーミング機器を蹴る、泣く等、怒りや悲しみを表現している
- ・ 友人または家族から電話がある、またはカジノ施設にまだいるかどうかを質問しに来る
- ・ 負けた原因をカジノ施設・従業員・ゲーミング機器のせいにする
- ・ 勝率等に関して、非現実的な認識を有している
- ・ ギャンブルに関連して、鬱状態または自殺願望を有している
- ・ 特定の機械での勝利に執着している

iii) 相談実績

カジノ事業者における責任あるギャンブリング・チーム (Responsible Gambling Team) 及び外部カウンセラーによる相談実績の詳細は情報公開していない。

⑦ 治療体制

ニューサウスウェールズ州では、州の取組である Gambling Help の提供するサービスにおいて、問題あるギャンブリングの専門家による対面式のカウンセリングサービスを提供している。

1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州の治療業務に関しては、相談業務と同様、カジノ管理法の第 5 章カジノの運営（Casino Operations）において規定している。

カジノ事業者は顧客が利用可能な問題あるギャンブリングカウンセリングサービスを整備しなければならず、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理法第 72A 条第 1 項）。

2) 州の取組

ニューサウスウェールズ州では、州政府の取組である Gambling Help サービスにおいて、対面式のギャンブルカウンセリングサービス及び女性向けの支援サービスを提供している。

i) 治療機関・カウンセラーの概要

ア. 対面式のギャンブルカウンセリングサービス

Gambling Help サービスでは、州内全域の 55 施設 278 拠点¹⁴⁹において、ギャンブルに問題を抱える本人または家族等に対して問題あるギャンブリングの専門家による対面式のカウンセリングサービスを提供している。年齢・言語・所在地等にかかわらず、全てのニューサウスウェールズ州民が無料のカウンセリングサービスを受けることができる。

カウンセリングを希望する者は、Gambling Help ホットライン等のヘルプラインを通じて紹介を受ける以外にも、Gambling Help のウェブサイトに掲載されているカウンセラーの連絡先リスト¹⁵⁰から近隣の施設を検索し、直接電話予約をすることでサービスを受けることができる。

イ. アボリジニー向け

チャリティー団体のミッション・オーストラリア（Mission Australia）及びシドニー大学のギャンブル治療・研究クリニック（Gambling Treatment and Research Clinic）が、州内 4 拠点において先住民族アボリジニー向けのカウンセリングサービスを提供している。

ウ. 女性向けの支援サービス

シドニー女性カウンセリングセンター（Sydney Women's Counselling Centre）が女性向けにギャンブルヘルプカウンセリングプログラム（Gambling Help Counselling Program）を提供し

¹⁴⁹ NSW Department of Justice, "Annual 2016-2017", p.5

¹⁵⁰ Gambling Help, "Gambling Help NSW service providers contact list – search by postcode", <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/Service-providers-contact-list-postcode-22-12-2017.pdf>

ている。

ii) 治療プログラム

ア. 対面式のギャンブルカウンセリングサービス

各施設において提供するカウンセリングアプローチは異なる。

イ. 女性向けのギャンブルヘルプカウンセリングプログラム¹⁵¹

女性向けの支援プログラムでは、現状のギャンブル問題に取り組み、ギャンブルを止め、長期的回復の維持、及びうつ病・メンタルヘルスの問題・DV 問題等、同時に発症している症状に対処する短期介入、短期・中期・長期のカウンセリングを提供している。ギャンブル依存症者には、損傷削減戦略（Harm Reduction Strategy）により、顧客やコミュニティーへの悪影響を軽減し、健康面の長期的変化を目指す。一方で、不安定な回復期のギャンブル依存症者には、再発予防戦略（Relapse Prevention Strategy）が一般的に利用される。

ウ. アボリジニー向けのカウンセリングサービス

各施設において提供するカウンセリングアプローチは異なる。

¹⁵¹ Sydney Women's Counselling Centre, "Gambling Help",
<http://womenscounselling.com.au/counselling/gambling-help/>

【参考】

シドニー大学

ギャンブラー治療・研究クリニック (Gambling Treatment and Research Clinic : GTRC)

GTRCは、1999年にニューサウスウェールズ州政府からの財政的支援を受け、准教授 Michael Walker 氏が設立した。シドニー大学の脳とこころのセンター (Brain and Mind Centre) に所在し、2010 年以降は、病理学的ギャンブル治療の権威である Alexander Blaszczynski 教授が Director を務めている。GTRC の使命は、問題を抱えるギャンブラー本人及びその家族に対して、高品質の証拠に基づく介入の提供と奨励である。GTRC は、RGF からの財政的支援を受け運営されている。

GTRC は、現在、本部 Camperdown の他、Parramatta、Lidcombe、及び Campbelltown にあるキャンパス内でギャンブルに問題を抱える者に対面式のカウンセリング治療を提供している。臨床研究の中核は、以前としてギャンブルに問題を抱える人がギャンブルを削減またはやめるために支援することであるが、ギャンブル問題に影響を受ける家族や友人へのカウンセリングサービス、感情抑制が難しい者への集団行動療法、先住民族等に対するアウトリーチサービス等を提供している。全ての臨床サービスは無料で提供している。可能な限り多くの者を支援するため、平日の遅い時間や土曜日の予約も可能である。

◆ 対面式カウンセリングプログラム

相談者のニーズに応じて、通常 1 時間の対面式カウンセリングセッションを週単位で 2－3 か月実施している。治療に際しては、まず治療目標を設定するためにギャンブルが人生や仕事に与えた影響を模索する。次に、ギャンブルについての個人的な信念 (Personal Beliefs) を把握する。加えて、不安・抑うつ等、他の症状がないかを判断し、必要に応じて別の機関の紹介もしている。

◆ アボリジニー向けカウンセリングプログラム

GTRC の心理学者が、マリン・ウィジャリ・アボリジナル・コーポレーション (Marrin Weejali Aboriginal Corporation) 及びヌガル・ワル・アボリジナル子供と家族センター (Ngallu Wal Aboriginal Child and Family Centre) と連携し、ギャンブラー問題に苦しむアボリジニーを対象に個別に治療を提供している。

⑧ 自助団体の活動状況

1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州では、自助団体に関する法規等はなく、民間の非営利組織が活動をしている。

2) 自助団体の概要

ニューサウスウェールズ州で活動する主な自助団体は、ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous（Australia））、ギャマノン（Gam-Anon）及びスマート・リカバリー（SMART Recovery）である。

i) ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous : Australia）¹⁵²

ギャンブラーズ・アノニマス（Gamblers Anonymous : Australia、以下「GA」とする。）は、ギャンブル問題に苦しむ本人及びその家族が運営する会員制の相互自助型の非営利組織であり、全世界で活動している。オーストラリアでは独自のウェブサイトを持しており、各州における GA ミーティング等の開催情報等を提供している¹⁵³。GA へは、GA ミーティングを通じて参加することができる。オーストラリアでは毎週約 130 の GA ミーティングが開催されており、ニューサウスウェールズ州内でも毎日数か所で開催されている¹⁵⁴。

GA は、回復のためのプログラムである 12 ステップ・プログラム（12 Step Program）に基づき、経験、強み、及び希望を共有することで、共通問題の解決及びギャンブル問題からの回復を目指すことを目的としている。参加者の唯一の条件はギャンブルを止めることを希望していることであり、会員になることによる義務や会費はない。

ii) ギャマノン（Gam-Anon）¹⁵⁵

ギャマノン（Gam-Anon）は、家族や友人等の他者のギャンブル問題に苦しむ者を支援する会員制の相互自助型の非営利組織であり、世界的に活動している。ギャマノンは宗教団体でもなければカウンセリング機関でもなく、会員になることによる義務や会費はない。参加者の条件は家族や友人等の他者のギャンブル問題により自身の生活に影響が出ていることである。ギャマノン・ミーティングは、ニューサウスウェールズ州では毎週月曜日・木曜日・金曜日に開催されている¹⁵⁶。

ギャマノンにおいても GA と同様に 12 ステップ・プログラムを利用している。

iii) スマート・リカバリー（SMART Recovery）¹⁵⁷

スマート・リカバリー（SMART Recovery）は、1994 年にアメリカで設立された依存症を抱える人に

¹⁵² <http://www.gamblersanonymous.org/ga/node/1>

¹⁵³ <https://gaaustralia.org.au/>

¹⁵⁴ <https://gaaustralia.org.au/meetings/?d=any&v=list>

¹⁵⁵ <http://www.gamblersanonymous.org/ga/content/gam-anon-help-family-friends>

¹⁵⁶ <https://gaaustralia.org.au/gam-anon/>

¹⁵⁷ <https://www.smartrecovery.org/about-us/>

対する自助プログラムを有する禁欲型（Abstinence-Based）の非営利組織であり、アメリカを中心に、カナダ、オーストラリア及びイギリス等で活動している。組織名称の「SMART」は、自己管理及び回復訓練（Self-Management And Recovery Training）の略である。オーストラリアでは、2004年にシドニーで開始された。現在は、独自のウェブサイト有するとともに、ギャンブル問題を抱える本人、家族及び友人のためのプログラムの提供や会合の開催をしている¹⁵⁸。

スマート・リカバリーへの参加方法は、オンライン・サポート・コミュニティ（Online Support Community）¹⁵⁹の利用、無料のスマート・リカバリー・ミーティングへの参加、遠隔地の場合にはオンライン・ミーティングへの参加の他、印刷物を好む人にはスマート・リカバリー・ハンドブックの購入を通じても可能である。オーストラリアでは、毎週、約 250 のスマート・リカバリー・ミーティング（約 90 分）が開催されている¹⁶⁰。

スマート・リカバリーは、依存症的なギャンブル行動（Addictive Gambling Behavior）からの回復を支援するために、GA 等に代替するプログラムとして、自助的認知行動療法（Cognitive Behavior Therapy : CBT）モデルのスマート・リカバリー4 ポイント・プログラム（SMART Recovery 4-Point Program®、以下「4-Point・プログラム」とする。）を提供している。

3) プログラム概要

iii) 12 ステップ・プログラム（12 Step Program）¹⁶¹

GA 及びギャンマノンの提供する 12 ステップ・プログラム（12 Step Program）の主な概要は、以下のとおりである。

- ・ ギャンブルに対して無力であることを認めた。つまり、ギャンブルにより生活が管理不能である。
- ・ 自分自身よりも大きな力により、健全な思考と生活を取り戻すことが出来ると信じるようになった。
- ・ 当該力を利用し、自身の意志と生き方を変える決心をした。
- ・ 探究を怖れず、モラルと財務の棚卸を行い、一覧（Inventory）を作成した。
- ・ 自身に対し、他者に対し、自らの誤りの本質（Exact Nature of Our Wrongs）をありのまま受け入れた。
- ・ こうした誤った性格の欠点を取り除く準備が完全に整った。
- ・ 自身の欠点について、謙虚に（自身が信じる）神に取り除く依頼をした。
- ・ 迷惑をかけた全ての人のリストを作成し、全員に対して償う気持ちを持った。
- ・ 償うことで傷つけることがない限り、（迷惑をかけた全ての人に）可能な限り直接償いをした。
- ・ 継続して個人的な棚卸による一覧を作り、誤りがあった場合には直ちに認めた。
- ・ 祈りと瞑想を通じて自分が信じる神との意識的コンタクトを深め、神の意志を知ることと実現しようとする力のみを求めた。

¹⁵⁸ <https://smartrecoveryaustralia.com.au/about/smart-recovery-australia/>

¹⁵⁹ <https://www.smartrecovery.org/community/>

¹⁶⁰ <https://smartrecoveryaustralia.com.au/wp-content/uploads/2018/03/SMART-Info-Pack-2018-about-the-program.pdf>

¹⁶¹ <http://www.gamblersanonymous.org/ga/content/recovery-program>

- ・ あらゆる局面においてこの原理を実践する努力をするとともに、当該メッセージを他のギャンブル依存症者（Compulsive Gamblers）へ伝えるように努めた。

iv) スマート・リカバリー4 ポイント・プログラム（SMART Recovery 4-Point Program® : 4-Point・プログラム）¹⁶²

スマート・リカバリーの提供する 4-Point・プログラムの主な概要は、以下のとおりである。

- ・ 止めるためのモチベーションを向上・維持：ギャンブルを止める理由を特定するとともに、継続して目標に取り組むための支援をする
- ・ 衝動への対処：ギャンブルへの衝動へ対処するためのツールを提供する
- ・ 問題の管理：問題から逃げる・避けるために依存症的行動へ戻ることが多いため、問題解決ツールの学習を支援する
- ・ ライフスタイルのバランス：短期・長期目標だけでなく、バランスがとれていなかった娯楽やニーズの部分のバランスをとるスキルの開発を支援する

¹⁶² <https://www.smartrecovery.org/addiction-recovery/gambling-addiction/>

⑨ 普及啓発活動

1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州の普及啓発活動に関しては、カジノ管理規則の第 4 章責任あるギャンブリング活動（Responsible Gambling Practices）の第 2 部顧客情報（Player Information）及び第 4 部問題あるギャンブリングカウンセリングサービス（Problem Gambling Counselling Services）において規定している。

i) カジノ管理規則

カジノ事業者に対して、第 2 部顧客情報及び第 4 部問題あるギャンブリングカウンセリングサービスにおいて、以下の内容を要求しており、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理規則第 21-32, 37, 38 条）。

ア. 第 2 部 顧客情報

- ・ゲーミング機器及びゲーミング機器が設置されているエリアにおいて、勝率等に関する情報（「ジャックポットを当てる確率は？ わずか 100 万分の 1（What are the odds of hitting the jackpot? No better than a million to one）」等）の掲示をすること
- ・ILGA の認可を得た顧客情報を記載したパンフレット（英語・アラビア語・中国語・韓国語・トルコ語・ベトナム語）を、カジノ施設の顧客が入手可能とすること
- ・各ゲーミング機器に、ギャンブルの危険性を示すギャンブル警告通知（Gambling Warning Notice）及び問題あるギャンブリング通知（Problem Gambling Notice）の掲示をすること
- ・カジノ施設の入口付近にカウンセリングに関するメッセージの掲示をすること
- ・各 ATM 及び換金所（Cash-back Terminal）に責任あるギャンブリング・メッセージの掲示をすること

図 4-5 各 ATM 及び換金所等に掲示の責任あるギャンブリング・メッセージ



（出典：L&G NSW、『RCG Student Course Notes』を基にあずさ監査法人作成）

イ. 第 4 部 問題あるギャンブリングカウンセリングサービス

- ・顧客が、問題あるギャンブリングカウンセリングサービスの名称及び連絡先の情報を常に入手可能とすること
- ・ゲーミング機器が設置されている全てのエリアにおいて、問題あるギャンブリングカウンセリングサービスの名称及び連絡先の情報と顧客の自発的申請による入場制限が可能なことについて掲示する

こと

- ・ 各ゲーミング機器に、自己申告による入場制限や問題あるギャンブラーヘルプサービスに関連する情報が記載されたギャンブル・コンタクト・カード（Gambling Contact Card）を掲示すること

図 4-6 カジノ施設における責任あるギャンブラー・メッセージの例

ゲーミング機器への掲示（5つの内のいずれか）

ゲーミング機器設置エリアにおける

勝率等の掲示



ゲーミング機器へのギャンブル・コンタクト・カード（Gambling Contact Card）の掲示

入口付近に

カウンセリング・メッセージの掲示



（出典：L&G NSWのホームページを基にあずさ監査法人作成）

2) 州政府の取組

州政府は、責任あるギャンブラーの普及啓発活動として、主に i) 広告キャンペーン活動、ii) Gambling Help のウェブサイトを通じた普及啓発活動、及び iii) DVD・出版物の作成等を実施している。

i) 広告キャンペーン

ORG は、RGF の資金により、毎年、以下のような広告キャンペーンを実施している。

表 4-11 ORG による主な広告キャンペーンの概要

キャンペーン名称	キャンペーン期間	概要
You're Stronger Than You Think ¹⁶³	2014 年後半に開始 2016-2017 : 第 2 フェーズ	35-54 歳の男性のギャンブラーを対象として、専門家の支援を受けることへの障壁を取り除くことを目的 - テレビ・ラジオ・オンライン・カジノ施設で実施 - 事後評価において、26%の男性がキャンペーンにより支援について真剣に考えた、22%が支援を求めた等と回答
Show Some Betiquette ¹⁶⁴	2017 年 9 月 7 日から 30 日間	- オンライン・スポーツ・ベッティングによりギャンブルに問題を抱えるリスクのあると予想される 18-35 歳の男性を対象 - ソーシャルメディアを利用した革新的なキャンペーン - NRL や AFL のファイナル等の重要なスポーツイベントと一緒に実施
若者向けキャンペーン ¹⁶⁵	-	- ギャンブルの機会が増える卒業前後の若者を対象として、賢明な選択が可能ないように予防的な視点を重視したプログラム - 保護者・教師・ロールモデル等による教育・啓発・支援を通じた早期介入 - TAFE¹⁶⁶、大学及び学校カウンセラーのサポート計画・ワークショップ・セミナーにおいて、ビデオ・Facebook・email で発信

(出典：ウェブサイトに基づき監査法人作成)

ii) Gambling Help のウェブサイトを通じた普及啓発活動

Gambling Help のウェブサイト (<https://gamblinghelp.nsw.gov.au/>) 上では、カジノ事業者の提供するスター・自己申告による入場制限プログラム (Self-Exclusion) の他、アボリジニー向けの

¹⁶³ <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/education-and-awareness/advertising-campaigns>

¹⁶⁴ <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/education-and-awareness/advertising-campaigns>

¹⁶⁵ <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/education-and-awareness/youth-campaigns>

¹⁶⁶ TAFE は Technical and Further Education の略称であり、州立の職業訓練専門学校であり、各専門分野において大学の学位に相当する資格等を取得できる。

サービス（Waruruwi Gambling Help）、多言語対応施設、女性向け支援サービス、財務・法務カウンセリングサービス等、Gambling Help サービスとして外部機関が提供するサービスの紹介も行っている。

また、ギャンブルに関する知識育成目的で、ギャンブル自己診断ツール及び年間見積もりギャンブル消費金額計算ツールの他、勝率やゲーミング機器に関する知識についても掲載している。共通の問題を抱える人との問題の共有を目的として、ギャンブルに問題を抱える者が利用できるチャットサービスのギャンブルヘルプフォーラム（Gambling Help Forum）、他者の体験談の閲覧サービス、及び自己の体験を Facebook 等で共有するためのサービスを提供している。カウンセラーを身近な存在に感じてもらう目的で、ギャンブル依存症の専門家であるカウンセラーの Sam 氏がブログ上でギャンブルを管理する上での貴重なヒントやアドバイスを掲載している¹⁶⁷。

他者への支援を目的として、ギャンブルに問題を抱える人の家族、友人、若者、同僚等のための情報提供も行っている。

iii) DVD・パンフレット・ポスター等の作成

L&G NSW は、青少年・保護者・高齢者・多文化等を対象として、DVD、パンフレット及びポスター等の作成をしている。L&G NSW が作成している DVD 及びパンフレットの例は以下のとおりである。

表 4-12 L&G NSW の作成する主な DVD 及びパンフレットの概要

タイトル	概要
The Gaming Machines: Facts and Myths	・ゲーミング機器の真実と迷信に関する DVD ・英語以外に 5 言語に翻訳
Problem Gambling: A Guide for Family and Friends ¹⁶⁸	・ギャンブルに問題を抱えている人の家族・友人向けのパンフレット
Problem Gambling and the Workplace ¹⁶⁹	・ギャンブルに問題を抱える人の同僚・職場向けのパンフレット

（出典：ウェブサイトを基にあずさ監査法人作成）

また、保健省もギャンブルによる影響についての多言語対応 DVD「What's Gambling Really Costing You? Gambling Help in Your Language」を作成している。

3) カジノ事業者の取組

カジノ事業者は、1)に記載のカジノ管理規則の遵守の他、責任あるギャンブリング規範（Responsible Gambling Code）に基づき、責任あるギャンブリング・メッセージ及び問題あるギャン

¹⁶⁷ <https://counsellorsam1.wordpress.com/>

¹⁶⁸ https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/Friends-Family-Booklet_V3_ScreenSpreads.pdf

¹⁶⁹ https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/ProblemGamblingInTheWorkplace_WEBREADY.pdf

ギャンブルに係る支援先情報につき適切に掲示するとともに、同様の情報をウェブサイト公開する。情報及びメッセージは適宜レビューされ定期的に更新する。また、問題あるギャンブルに係る情報については、多言語にて入手可能とする（規範 3.2）。さらに、ATM または ATM の近くにギャンブル関連問題の支援先情報について記載する（規範 4.6）。

加えて、カジノ事業者は独自の取組として、以下のような、責任あるギャンブル対策に関する独自のパンフレットの作成をしている。

表 4-13 カジノ事業者の作成する主なパンフレットの概要

タイトル	概要
Responsible Gambling Policy	スター・グループ共通の責任あるギャンブルポリシー
The Star Responsible Gambling Code	- スター・シドニー向けの責任あるギャンブル規範 - 多言語対応（英語・アラビア語・中国語・韓国語・タイ語・トルコ語・ベトナム語）
Responsible Gambling - Making an Informed Decision	- インフォームド・デシジョンを支援するために実施している責任あるギャンブル対策全般に関する情報を記載したパンフレット - 多言語対応（英語・アラビア語・中国語・韓国語・タイ語・トルコ語・ベトナム語）
Star Assist	スター・プリコミットメントプログラムの概要について記載したパンフレット
Self-Exclusion Program	- スター・自己申告による入場制限プログラムの概要について記載したパンフレット - 多言語対応（英語・アラビア語・中国語・韓国語・タイ語・トルコ語・ベトナム語）

（出典：スター・グループのホームページを基にあずさ監査法人作成）

4) 州政府とカジノ事業者共同の取組

GPEB とカジノ事業者による共同の取組として、責任あるギャンブル週間（Responsible Gambling Awareness Week）を開催している。

i) 責任あるギャンブラー周知週間（Responsible Gambling Awareness Week）¹⁷⁰

責任あるギャンブラー周知週間とは、責任あるギャンブラー活動の早期介入と意識向上を奨励する年次のイベントである。ウェブサイト上のツールや情報提供を通じて、本人・家族・友人のギャンブル活動をチェックするよう呼び掛ける普及啓発活動である。2018 年は、10 月 8 日から 14 日の 7 日間開催した。

¹⁷⁰ <https://www.responsiblegambling.nsw.gov.au/education-and-awareness/responsible-gambling-awareness-week>

⑩ 青少年対策

オーストラリアでは、10 代の 3-4%がギャンブルに問題を抱えているとされている。学生であっても、スマートフォンを利用すれば、オーストラリア国内だけでなく海外のオンライン・ギャンブルサイトやギャンブル製品をいつでも利用できる状況にあり、兆候もなく多額の負債を抱えるリスクさえある。連邦政府は、子供向けの全般的なヘルプラインとして、キッズ・ヘルプ・ライン（Kids Help Line、92 ページ参照）を提供している。一方、州政府は、青少年の心の準備を積極的に支援することでさらなる状況の深刻化を防止するため、カジノ施設内だけでなくカジノ施設の外における青少年対策にも積極的に取り組んでいる¹⁷¹。

1) 根拠法令等

ニューサウスウェールズ州の青少年対策は、カジノ管理法第 6 章未成年者（Minors）において規定している。

i) カジノ管理法

ニューサウスウェールズ州では、18 歳未満の未成年者はいかなる理由があってもカジノ施設への入場または滞在をしてはならない（カジノ管理法第 93 条）。

また、カジノ事業者は、未成年者と疑われる者がカジノ施設への入場を試みていることを知った場合、当該人物の入場を拒否しなければならず、違反した場合には罰金が科される（カジノ管理法第 95 条第 1 項）。カジノ事業者の実効性を担保するため、カジノ事業者等に対して、未成年者と疑われる場合に年齢・氏名・住所を含む身分証明書の提示を要求できる権利を付与しており、身分証明書の提示を要求された者は要求に応じなければならず、応じない場合には罰金が科される（カジノ管理法第 96 条第 1 項、第 2 項）。

さらに、カジノ事業者は、営業時間中、18 歳未満の入場を禁止している旨を常に掲示しなければならない（カジノ管理法第 98 条第 1 項）。

図 4-7 未成年者の入場を禁止に関する掲示



（出典：L&G NSW、『RCG Student Course Notes』を基にあずさ監査法人作成）

¹⁷¹ <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/support-someone/classroom-resources/>

2) 州政府の取組

州政府は、青少年対策として主に、i) Gambling Help のウェブサイトにおいて青少年・教師・保護者向けの教材・情報提供、ii) 教育目的ウェブサイトの開発のための資金供与、及び iii) 学校教育向け教材の開発等を通じた予防対策を実施している。

i) Gambling Help のウェブサイトにおいて、青少年・教師・保護者向けの教材・情報提供

Gambling Help のウェブサイトにおいて、以下のような青少年・教師・保護者向けの教材・情報等を掲載しており、無料でダウンロードが可能である¹⁷²。

表 4-14 Gambling Help サービスの提供する青少年・教師・保護者向け教材・情報等の概要

出版物	概要
青少年向けポスター	・ 標語：「One more punt and I'll be rolling in it」 ・ 「None of my friends have a gambling problem」
青少年向けパンフレット	・ 「ギャンブル問題を抱える生徒を見つけることが出来る（Think you can spot a student with a gambling problem）」
青少年向けビデオ	・ 未成年のギャンブル、ギャンブルの若者への影響、青少年の考えるギャンブルの魅力と驚異等をテーマとしたシリーズ全 11 話
保護者向けガイド ¹⁷³	・ 青少年にギャンブルについて話すためのガイド（Talking to teens about gambling: A guide for parents and carers）

（出典：Gambling Help のウェブサイトを基にあずさ監査法人作成）

ii) 教育目的ウェブサイトの開発のための資金提供¹⁷⁴

ニューサウスウェールズ州では、州政府の RGF を通じた資金提供により、コミュニティにおける問題あるギャンブリングの意識向上を目的として、青少年向けの教育ウェブサイトである「ギャンブル：リスクの計算（Gambling: Calculating the Risk）」を開発している。

当該ウェブサイトは現代美術館のパワーハウス・ミュージアム（Powerhouse Museum）のスタッフ、州の教師及びマッコーリー（Macquarie）大学が協力して調査し、パワーハウス・ミュージアム等が開発しており、ロト（Lotto）、インスタント・スクラッチ、ルーレット、ポーカー機器の数学的理論を学習することができる。

¹⁷² <https://gamblinghelp.nsw.gov.au/support-someone/classroom-resources/>

¹⁷³ https://gamblinghelp.nsw.gov.au/wp-content/uploads/teens_gambling_parents-guide_LR.pdf

¹⁷⁴ <http://archive.maas.museum/gambling/>

iii) 学校教育向けの教材の作成・開発

ニューサウスウェールズ州では、州政府が、RGFの資金により、以下の教材を作成・開発している。

表 4-15 州政府による学校教育向け教材の概要

タイトル	発行年	発行機関	概要
「問題あるギャンブリングのガイド：子供及び若者（A Guide to Problem Gambling: Children and Young People）」 ¹⁷⁵	2008年	OLGR (現在のL&G NSW)	- 目的：学校及びTAFEのカウンセリングスタッフへの情報提供・支援 - ヴィクトリア州政府が2007年に開発した「問題あるギャンブリング：ヴィクトリア州の学校向けガイド（Problem Gambling: A Guide for Victorian Schools）」をニューサウスウェールズ州向けに再発行 - 問題あるギャンブリングが家族へ与える影響、保護者等へのアドバイス、カウンセラーへの影響、及び支援先情報等を記載
「責任あるギャンブリング（Responsible Gambling）」 ¹⁷⁶	2015年	教育・コミュニティー省 (現在の教育省)	- 目的：州のクロスロードカリキュラムプログラム（Crossroads Curriculum Program）¹⁷⁷と連携し、多様な状況下での責任ある行動を学ぶこと - ニューサウスウェールズ州のYears11-12（16-18歳）の生徒は学習が義務付けられている

(出典：ウェブサイトに基づき監査法人作成)

3) カジノ事業者の取組

カジノ事業者は、1)に記載のカジノ管理法の遵守の他、カジノ事業者独自の取組として、責任あるギャンブリング規範（Responsible Gambling Code）に基づき、18歳以上の者のみがゲーミング・エリアへのアクセスが許可されるよう、身元確認プロセスを設定している（責任あるギャンブリング規範 4.3）。

また、従業員は、同伴者のいない子供をカジノ施設内（カジノ施設の公共スペースや駐車場を含む）

¹⁷⁵ <https://www.austgamingcouncil.org.au/system/files/GamblingEducation/A-Guide-to-Problem-Gambling-Children-and-Young-People-Booklet.pdf>

¹⁷⁶ https://cpb-ap-se2.wpmucdn.com/learning.schools.nsw.edu.au/dist/c/2/files/2014/11/final_gambling-1dhy2kv.pdf

¹⁷⁷ クロスロードカリキュラムプログラム（Crossroads Curriculum Program）とは、州内の Years 11 と 12 の生徒に対する必須プログラムで、人生において重大な変化や問題に直面した際に健康・安全・幸福の問題に取り組むための支援を目的としている。
(<http://www.learning.schools.nsw.edu.au/crossroads/>)

で発見した場合、以下のいずれかの手続きをとらなければならない（責任あるギャンブリング規範 4.4）。

- ・ 子供の安全を確保するための措置
- ・ 子供が親または保護者の元に戻るための措置をとる
- ・ 親または保護者をカジノ施設から退去するように指示する

⑪ 実態調査¹⁷⁸

オーストラリアでは、連邦政府の要請に基づき、諮問機関の生産性委員会（Productivity Commission）¹⁷⁹がこれまでギャンブル産業に係る一般調査（Public Inquiry）を2回実施している。1999年の初回調査時は、ギャンブルがオーストラリア全土の社会・経済に与える影響を体系的に調査するにあたり州政府によるデータでは分析上不十分であった等の理由から、生産性委員会が独自にギャンブル依存症率を含むナショナル・ギャンブル調査を実施した。しかし、2010年の第2回目の一般調査においては、ほとんど全ての州においてカナダ問題あるギャンブリング指標（Canadian Problem Gambling Index：CPGI）を利用したギャンブル依存症率調査等のギャンブル行動・影響に関する調査が実施されていたことから、全国的な調査は実施されなかった¹⁸⁰。

ニューサウスウェールズ州では、生産性委員会による調査とは別に、OLGR（現、L&G NSW）がギャンブルの参加率及び問題あるギャンブリングが疑われる者の割合についての調査を定期的の実施しており、最新の調査はOLGRが2011年にオギルビー・イルミネーション（Ogilby Illumination）に委託し実施した。調査の概要は以下のとおりである。

表 4-16 OLGR によるギャンブル依存症率等に係る調査の概要

項目	概要
調査目的	主たる目的は、州内のギャンブル及び問題あるギャンブリングが疑われる者の割合を見積り、問題あるギャンブリングの特性とリスクを抱えている層を把握し、ギャンブル関連の政策及び法規等に反映することである。具体的な目的は以下のとおりである。 ・ 州内のギャンブル参加率を推定し、前回の調査（2006年）結果と比較 ・ ギャンブル活動の社会人口学的（Sociodemographic）特徴を調査 ・ 問題あるギャンブリングが疑われる者の割合を推定し、前回の調査結果と比較 ・ 問題あるギャンブリングの社会人口学的特徴を調査 ・ 問題あるギャンブリングに関連する行動や信念の詳細の調査 ・ 問題あるギャンブラーの支援模索行動の調査 ・ ギャンブラーとノン・ギャンブラーのギャンブル行動と信念の評価
調査期間	2011年9月-11月
調査手法	コンピューターを利用した電話インタビュー調査 (Computer-Assisted Telephone Interviews: CATI)
調査対象者	ニューサウスウェールズ州の成人住民：10,000名

¹⁷⁸ Kerry Sproston, Nerilee Hing & Chrissy Palankay, "Prevalence of Gambling and Problem Gambling in New South Wales", 2012年4月, p. i-iv, 1-3, 12, 21, 41, 83-86

¹⁷⁹ 生産性委員会（Productivity Commission）は、財務省内に位置する連邦政府の諮問機関として、独立したアドバイス及び情報の提供によるアイデアや分析の伝達に貢献している。主な役割は、連邦政府の要請に基づきオーストラリアの経済成果及び地域社会の福祉に関する重要な政策または規制上の問題についての一般調査の実施、年次報告書の作成、業績モニタリング等である。

¹⁸⁰ Productivity Commission, "Productivity Commission Inquiry Report-Gambling", Volume1, 2010年2月, p.1.1-1.2

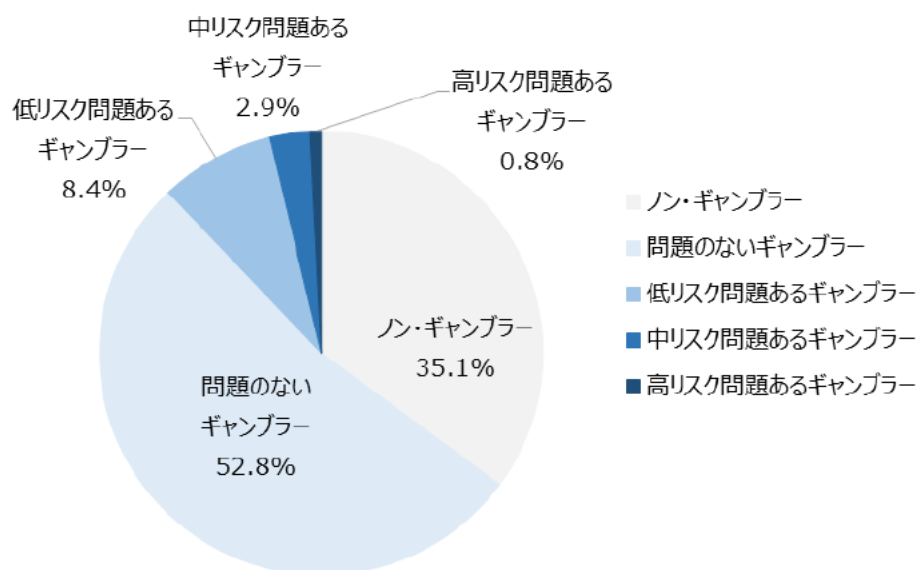
利用指標	カナダ問題あるギャンブリング指標（Canadian Problem Gambling Index : CPGI）の問題あるギャンブリング重症度指標（Problem Gambling Severity Index : PGSI）
------	---

（Ogilby Illumination、『Prevalence of Gambling and Problem Gambling in New South Wales』を基にあずさ監査法人作成）

調査の結果、ニューサウスウェールズ州のギャンブル参加率は、前回の調査時から減少し、過去 12 か月以内にギャンブルを最低 1 回実施した州民は 65%であった。また、ニューサウスウェールズ州民に人気のギャンブル活動は、宝くじ（参加率全体の 41%）、インスタント・スクラッチ（同 28%）、及びポーカーズ（ゲーミング機器）（同 27%）である。年齢層別の過去のギャンブル参加率は、最も若年層の 18-24 歳の年齢層が最も高く 71%であり、年齢の増加とともに減少傾向にあった。

問題あるギャンブリングが疑われる者の割合¹⁸¹は、ニューサウスウェールズ州の成人住民の 3.7%と推定された。

図 4-8 ニューサウスウェールズ州の問題あるギャンブリングが疑われる者の割合



（Ogilby Illumination、『Prevalence of Gambling and Problem Gambling in New South Wales』を基にあずさ監査法人作成）

ニューサウスウェールズ州民の内、問題あるギャンブリングのリスクを抱えているギャンブラーの傾向や特徴は、以下のとおりである。

- ・ 男性
- ・ 若年層

¹⁸¹ 問題あるギャンブリングが疑われる者の割合は、高リスク問題あるギャンブラーと中リスク問題あるギャンブラーの合計で算出される。

- ・ 独身・離婚・死別
- ・ 低い教育水準
- ・ 非雇用
- ・ 特定のギャンブル活動（例えば、ポーカーズ・競馬・スポーツイベント等）における定期的なギャンブラー